

第4次

胎内市男女共同参画プラン21

(計画期間：令和7年度から令和11年度)

令和7年4月

胎内市

はじめに



少子高齢化、人口減少社会の只中であって、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。その様な時代背景から、男女共同参画が標榜されて久しく女性の社会進出が大きく期待され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するために、多様な働き方を認め合うことがますます求められています。

本市では、「胎内市男女共同参画プラン21」を男女共同参画社会基本法に基づく市町村計画として位置づけ、これまで総合的及び多角的に施策を推進してまいりました。しかし、社会全体に、固定的な性別役割分担意識が潜在的に存在し、これに基づく社会通念や慣行などが依然として色濃く残っています。

加えて、社会・経済情勢の変化などによる男女共同参画を取り巻く状況の大きな変化や価値観、ライフスタイル、性の概念などの多様化により、新たな状況への対応も求められています。

こうした状況を踏まえ、この度策定しました本計画では、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく施策を加え、困難を抱える若者・女性への支援の充実等を盛り込み、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて取り組んでいかなければならないと思っています。

結びになりますが、本計画の策定に当たり、ご審議いただきました「胎内市男女共同参画推進委員会」委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査や中学生アンケート調査、事業所アンケート調査、パブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心から感謝を申し上げ、巻頭のごあいさつとさせていただきます。

令和7年4月

胎内市長 井畑 明彦

目 次

第1章 基本計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	11
3 計画の性格	14
4 計画の期間	16
5 計画におけるSDGsの取り組みについて	16
6 計画の体系	18

第2章 基本計画の内容

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり	22
重点目標1 男女一人ひとりを尊重する意識づくり	23
重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実	30
基本目標Ⅱ あらゆる分野での女性参画	34
重点目標1 政策・方針決定の場における女性参画	35
重点目標2 農林水産業・商工業等自営業における女性参画	38
重点目標3 地域活動・防災活動等における女性参画	42
基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた環境づくり	45
重点目標1 家庭と仕事等の両立支援の充実	46
重点目標2 男女平等な就業環境の整備	52
基本目標Ⅳ 元気に安心して暮らせるまちづくり	57
重点目標1 生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援	58
重点目標2 あらゆる暴力の根絶	63
重点目標3 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	69
重点目標4 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく支援	72
基本目標Ⅴ 推進体制の整備及び管理	74
参考資料 用語解説・計画策定の経過・法律関係	76

第1章 基本計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが、国際社会における取組みとも連動しつつ、着実に進められてきました。また、男女共同参画社会基本法（1999 年）において男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置付けています。

胎内市では、2000（平成 12）年に「女（ひと）と男（ひと）共同プラン」を策定した後、計画の趣旨等を発展的に引き継ぎながら、2020 年 3 月に改定した「胎内市男女共同参画プラン 21」では、～男女がいきいきと活躍できるまち～を基本目標に掲げ、男女共同参画に関する施策や事業を進めています。

前計画期間においては、2020（令和 2）年に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、人々の生活に重大な影響を及ぼし、社会状況や生活の在り方が大きく変化しました。

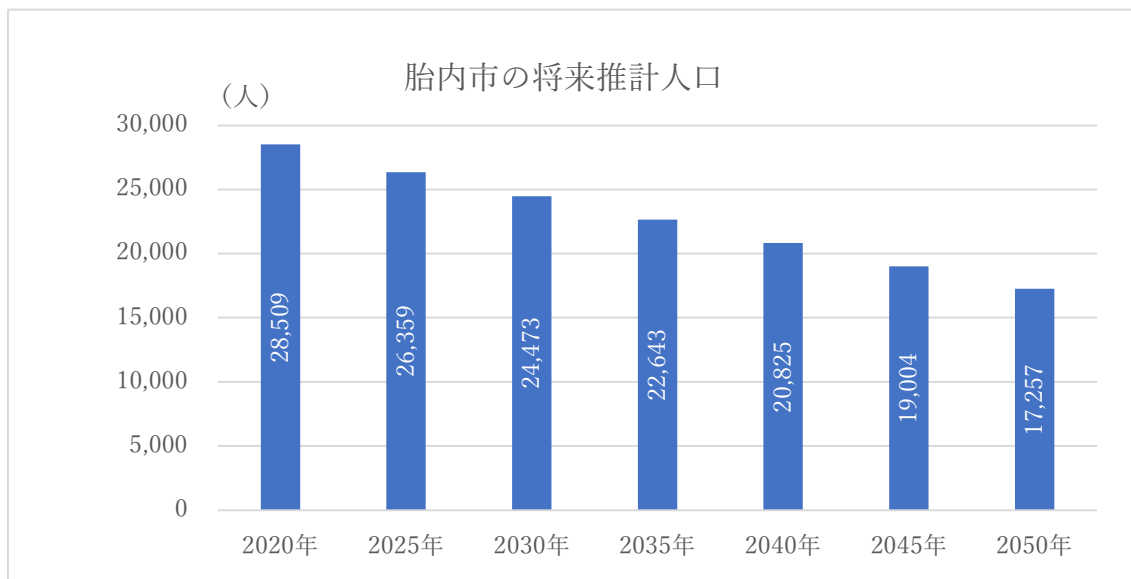
コロナ禍における雇用者数の減少幅は女性の方が大きく、また、生活不安・ストレス等の影響で配偶者からの暴力（DV）の増加等、特に女性に深刻な影響を及ぼした一方で、オンラインの活用や在宅勤務等のテレワークの導入が進み、自分が望む働き方やライフスタイルの実現に繋がるきっかけとなりました。

前計画の方針等を継承しつつ、社会情勢や前計画からの進捗状況、当市における男女共同参画を取り巻く現状や課題等を踏まえるとともに、新たな視点を加えるなど、今後の方向性をまとめた計画として改定を行ったものです。

（１）胎内市の状況

当市の人口は、2020（令和2）年の国勢調査において28,509人でしたが、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口によると、2050年までに39.4%（11,252人）の人口減少が推計されています。年齢区分別の人口推移をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）それぞれ減少しています。高齢化率は、今後も増加を続け、少子高齢化が一層進むことが予想されます。

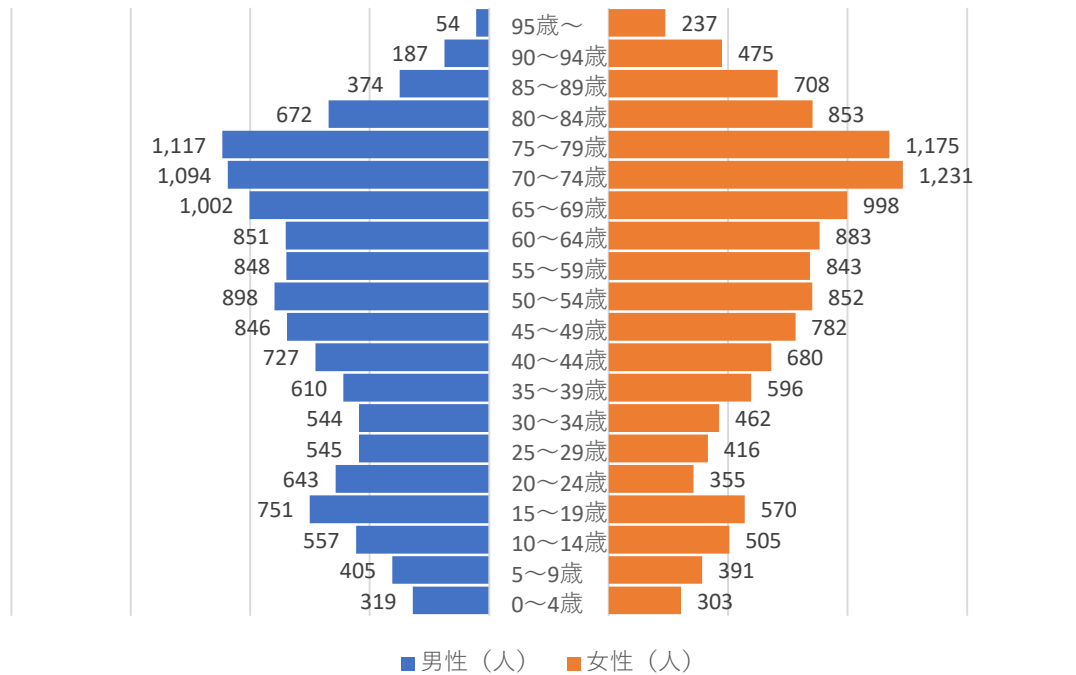
女性の年齢階層別労働力をみると20～69歳までの各年齢区分において国・県を上回っています。「M字カーブ*」のM字の谷の部分は浅くなっているものの国・県と同様に30～34歳及び35～39歳の労働力に落ち込みが見られます。また、女性の20～24歳の人口減少の割合が高くなっています。



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（市区町村）

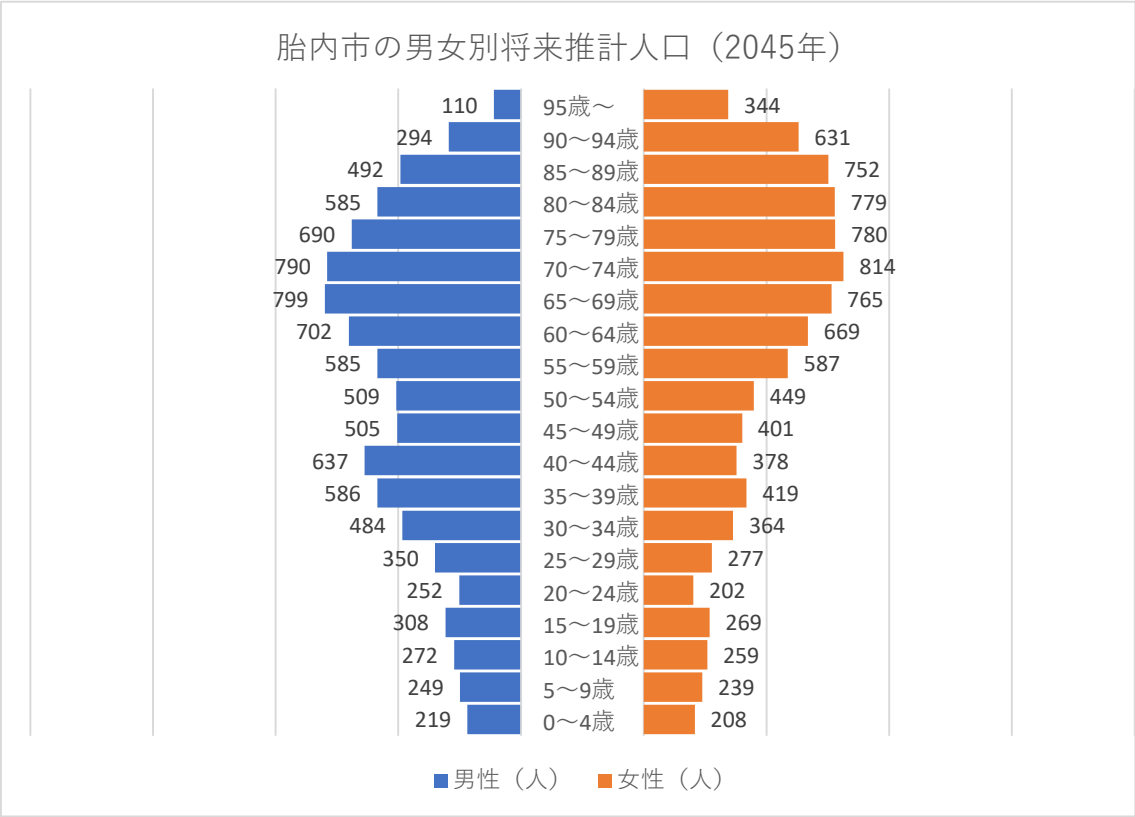
第1章 基本計画の概要

胎内市の男女別将来推計人口（2025年）

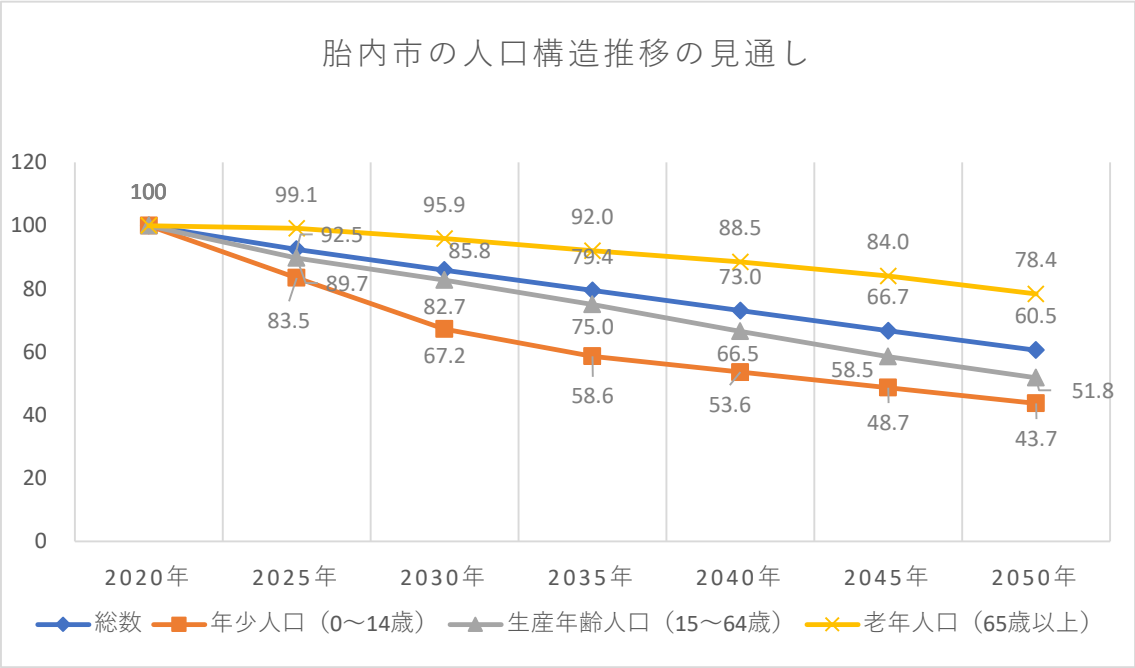


資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（市区町村）

第1章 基本計画の概要

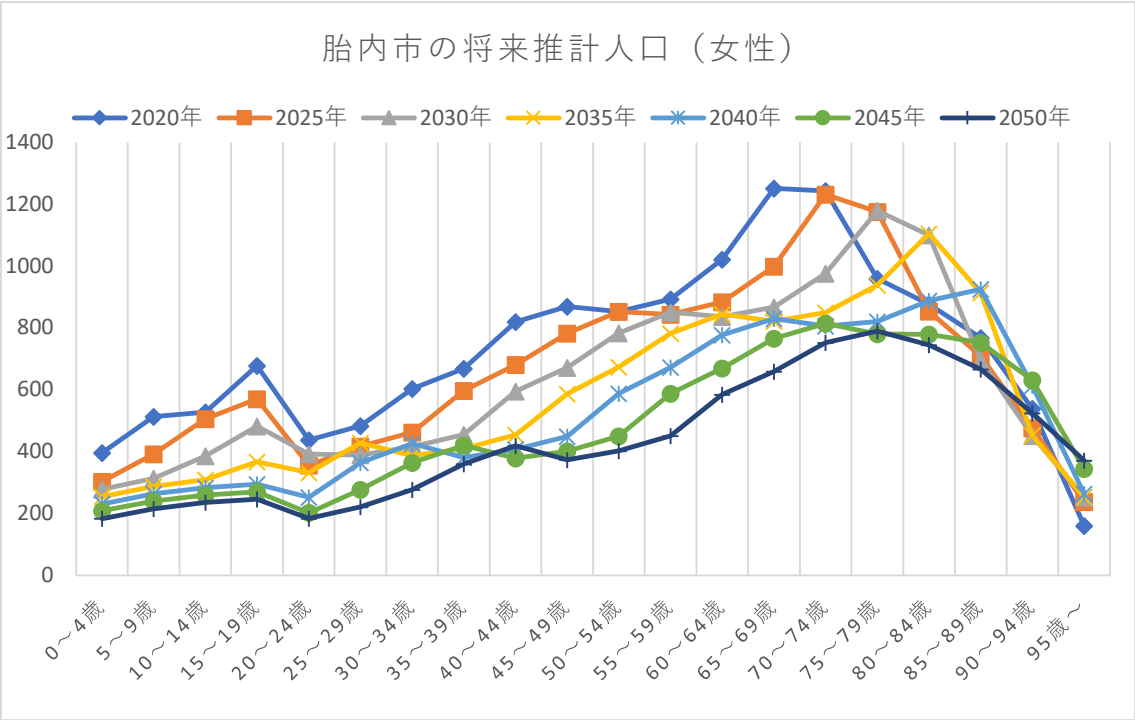


資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（市区町村）

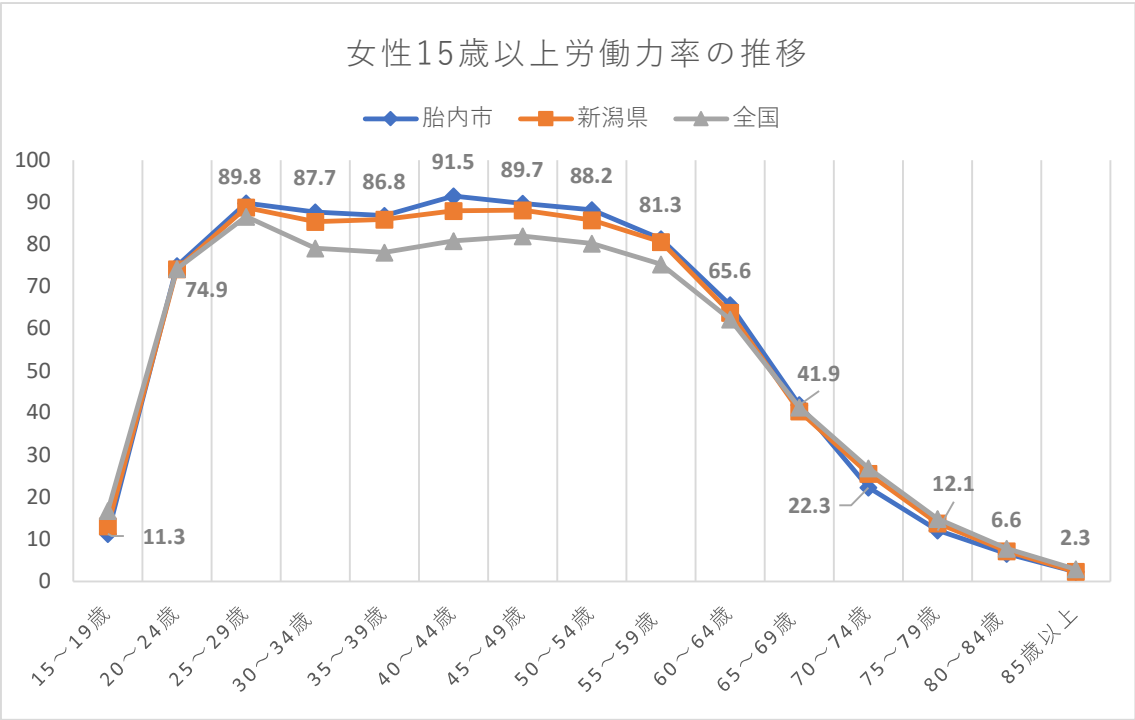


資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（市区町村）

第1章 基本計画の概要



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（市区町村）



資料：令和2年 国勢調査

(2) アンケート調査の概要と結果

【調査の目的】

胎内市では、令和2年3月に「第3次胎内市男女共同参画プラン21」を策定し、男女が性別に関わりなく、お互いに人権を尊重しあい、あらゆる分野で能力と個性を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな事業を展開し、啓発を進めてきました。

上記計画が令和7年3月末を持って計画期間が終了し、新たな計画策定に必要な基礎資料を得るため各種アンケート調査を実施しました。今調査からは、市内事業所を対象としたアンケート調査（事業所アンケート調査）を新たに実施し、事業所（就労者）における男女共同参画に関する意識やご意見・ご要望についても調査をしました。

【市民アンケート調査】

○調査方法等

・調査の時期

令和5年12月に実施した。

・調査票の種類

平成30年に実施した調査票や他市の調査票を参考に設問を設け実施した。

・調査の対象と方法

胎内市住民基本台帳から18歳以上の2,000人を無作為抽出して実施した。

調査の方法は、対象者に調査用紙を郵送し、郵送で回収するもの、または、調査用紙に二次元バーコードを添付し、そこからインターネット上からも回答できることとした。

【市民アンケート調査の結果】

○調査抽出数、有効回答数、回収率

抽出数（人）	回収者数（人）	回収率（%）	男（%）	女（%）
2,000 （男 977） （女 1,023）	998 （男 417） （女 562） （無記入 19）	49.9%	42.7%	54.9%

【結果からみた現状】

○男女平等について

園・学校における平等感は5割と高いものの、家庭生活や職場、社会全体では「男性

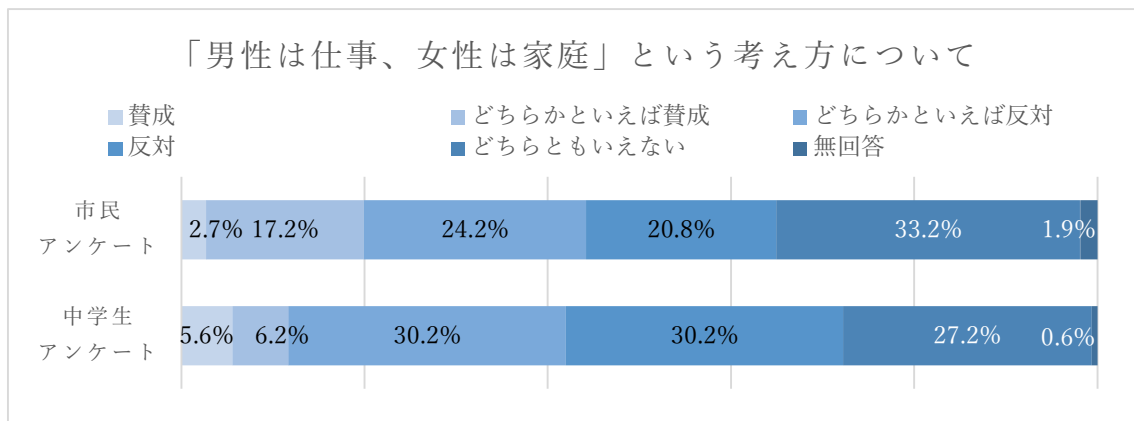
の方が優遇されている」と認識している傾向が引き続き見られます。

○性別による固定的な役割分担意識について

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的役割分担意識について、反対割合が前回調査より増加しています。

「賛成」の理由について、男女ともに「家事・育児等と両立して働き続けることは大変」が高くなっています。また、男性は「男性は仕事、女性は家事・育児等に向いている」、女性は「自分自身がそういった環境で育った」の割合が、男女別で差が見られます。

「反対」の理由について、「お互いに仕事をしていても家事・育児等は協力すべき」が高くなっています。



資料：令和5年度 市民アンケート調査、中学生アンケート調査

○家庭における役割分担意識について

家庭労働について、依然「女性」への負担が大きい状況となっています。主たる収入は「男性」が5割を超えています。

○女性の働く環境について

「働く場が多い」、「能力が発揮できている」、「労働条件、環境が整っている」、「昇進・給与等に男女の差別的扱いがない」、「ハラスメントが少ない」と認識しているとの回答が、1割以下となっています。前回調査と比較すると変化はみられませんでした。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）について

被害経験があるのは、女性で1割以上、男性は1割以下、その他は2割以上となっており、前回調査より増加しています。

○ハラスメントについて

「パワー・ハラスメント」の経験が2割以上で「モラル・ハラスメント」、「マタニテ

第1章 基本計画の概要

ィ・ハラスメント」等が1割以下、経験があると回答しています。「セクシャル・ハラスメント」は女性以外でも見られました。

【中学生アンケート調査】

○調査方法等

・調査の時期

令和5年12月に実施した。

・調査票の種類

平成30年11月に実施した中学生アンケート調査や他市の調査票を参考に設問を設け、実施した。

・調査の対象と方法

胎内市内の中学2年生210人を対象として実施した。

調査の方法は、各学校に二次元バーコードを配布し、対象者にはインターネット上で回答してもらうこととした。

【中学生アンケート調査の結果】

○調査抽出数、有効回答数、回収率

抽出数（人）	回収者数（人）	回収率（％）	男（％）	女（％）
210 （男 113） （女 97）	162 （男 87） （女 69） （その他 3） （無回答 3）	77.1％	77.0％	71.1％

【結果からみた現状】

○男女平等について

学校生活と家庭生活における平等感は6割を超え、高くなっています。前回調査と比べ平等感は減少し、男子の平等感が1割以上の減少が見られました。

○性別による固定的な役割分担意識について

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な役割分担意識について、「反対」が6割を超え、前回調査よりも大きく増加しています。また、男女別の「反対」回答数では、女子は8割、男子は4割と男子に性別役割分担意識が残っています。

○固定的役割分担意識の刷り込みについて

大人の人に「男だから〇〇しなさい、女だから〇〇しなさい」という固定的役割分担

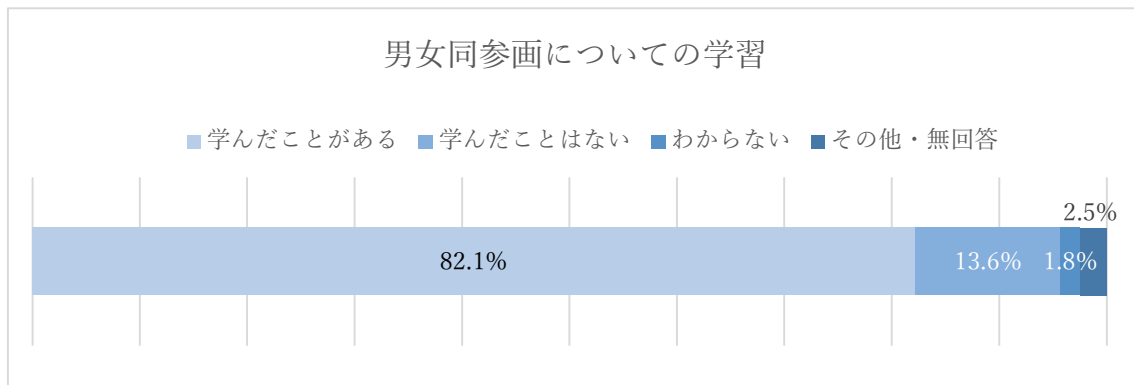
第1章 基本計画の概要

意識の刷り込みについて、「言われたい」は7割を超え、前回調査よりも増加しています。また「言われたい」は、女子は7割、男子は8割と女子に対しての刷り込みが高くなっています。

刷り込み内容は、男女ともに「服装・身だしなみ」が高くなっています。「泣いたとき」は、男子が4割、女子は割合なしと男子のみに見られました。「誰に言われたのか」は「親に言われた」割合が8割と高くなっています。

○男女共同参画についての学習について

「学んだことがある」の割合は8割を超えて高くなっています。また、前回調査よりも大きく増加しています。



資料：令和5年度 中学生アンケート調査

【事業所アンケート調査】

○調査方法等

・調査の時期

令和5年12月に実施した。

・調査票の種類

他市の調査票を参考に設問を設け、実施した。

・調査の対象と方法

市内全事業者を対象に、下記の条件で500社を抽出

- ①過去1年間に市が実施する商工業者支援制度を活用した事業者
- ②市発行メルマガ登録者
- ③株式会社
- ④外国人労働者を雇用している事業者
- ⑤航空機関係企業
- ⑥無作為抽出

第1章 基本計画の概要

商工観光課における雇用状況等調査の送付時に同封して送付・回収した。

調査の方法は、対象者に調査用紙を郵送し、郵送で回収するもの、または、調査用紙に二次元バーコードを添付し、そこからインターネット上からも回答できることとした。

【事業所アンケート調査の結果】

○調査抽出数、有効回答数、回収率

抽出数（社）	回収者数（社）	回収率（％）
500	178	35.6%

【結果からみた現状】

○ワーク・ライフ・バランスの取組、従業員の子育て支援の取組について

ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所は5割を超えていますが、取り組んでいない事業所は4割となっています。

子育て支援に取り組んでいる事業所は4割以上となりました。

○ハラスメントに対する取組について

社内にハラスメントの相談できる窓口がある企業は3割を超えています。「問題がないので、特に何もしていない」と回答した企業が3割を超え、「必要性はあるが、特に何もしていない」企業は1割を超えています。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合は、1975 年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議（メキシコ会議）を開催して「世界行動計画」を採択し、その後 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、世界の国々に対し女性の地位向上のための積極的な取り組みを呼びかけました。

1979 年には、国連総会において、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

1995 年には、北京で開催された「第4回世界女性会議」で、女性の地位向上の国際的な指針となる「北京宣言」及び「行動要領」が採択されました。

2000 年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するためのさらなる行動とイニシアティブ（成果文書）が採択されました。

2005 年には、「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」など評価・見直しを目的とした、10 項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

2010 年には、「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）」において、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する「宣言」と、7 項目の「決議」が採択されました。

2011 年には、これまでの女性の地位向上を進めてきた 4 つの機関を統合して、「UN-Women」が正式に発足しました。

2012 年には、第 56 回国際婦人の地位委員会にて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案が採択されました。

また、2015 年には、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ平等と女性のエンパワメント」決議案が採択されました。

また、2015 年には、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）が採択され、目標 5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」として明記されました。

(2) 日本の動き

日本では、1975 年の国際婦人年を契機に、同年総理府（現在の内閣府）に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

1977 年には、女性の地位向上に関する施策の方向、目標等を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

第1章 基本計画の概要

1985年には、「男女雇用均等法」の制定など国内法の整備に努めた上で、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1999年には、男女共同参画社会の実現を促進するため基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、2000年に、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年には、配偶者からの暴力（DV）にかかる通報、相談、保護、自立支援などを目的とした「配偶者の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」が制定されました。

2005年には、政策・方針決定過程への女性の参画や女性のチャレンジ支援等を盛り込んだ「男女共同参画基本計画（第2次）」が制定されました。

2007年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2010年には、実効性のあるアクションプランとするため、「成果指標」を設定した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015年には、事業主行動計画の策定を大企業の事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が成立し、同年、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2018年には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

2020年からの世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、男女共同参画の重要性を再認識するとともに、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの新しい日常の基盤となることを目指して、12月に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2024年4月には、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等のさまざまな事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）が施行されています。同月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」も改正され、保護する対象を身体的暴力だけでなく、精神的暴力まで拡大するとともに、国が定める基本方針および都道府県が定める基本プランに、被害者の自立支援のための施策や国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力について記載することとされました。

第1章 基本計画の概要

（３）新潟県の動き

新潟県では、「男女共同参画社会基本法」と国の基本計画の趣旨を踏まえ、2001年に「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」が策定されるとともに、2002年には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」が施行されました。そして、この条例の基本理念に基づき、2006年に「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」、2013年に第2次計画が策定され、さらに2017年には、2015年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく都道府県推進計画（女性活躍推進計画）」と一体となった第3次計画が策定され、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、2022年に第4次計画が策定されました。

新潟県では、性に関する多様性を多くの方が認識し、理解を深めるための取組を進めるとともに、性的マイノリティの方が抱える生活上の困りごとの軽減など、誰もが暮らしやすい環境づくりにつなげるため、2024年9月から「新潟県パートナーシップ制度」の運用が開始されました。

（４）胎内市の動き

胎内市では、2000年に「女(ひと)と男(ひと)共働プラン」を策定し、女性と男性が生き生きと活躍でき、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をめざして様々な取組を進めてきました。

2002年には、総務課に人権啓発係を設置し、人権行政、男女共同参画の総合的な役割を担い、推進のための取組や事業を実施してきました。

2008年に市内の企業・団体等により構成する「胎内市女性政策推進委員会」で審議し、「胎内市男女共同参画プラン21」を策定しました。

2010年には、全庁で男女共同参画を進めていくため、副市長を議長とし、教育長、各課長で構成される「男女共同参画推進会議」を設置しました。

2013年に「胎内市男女共同参画推進委員会条例」にて各種団体の代表、市民等で構成する「胎内市男女共同参画推進委員会」を設置し、2014年第2次計画を策定しました。

2020年には、女性活躍推進法が施行されたことに伴い、本計画を「市町村推進計画」に位置づけ、第2次計画の基本理念を引き続き継承し、女性の社会参画の促進に努めるべく第3次計画を策定しました。

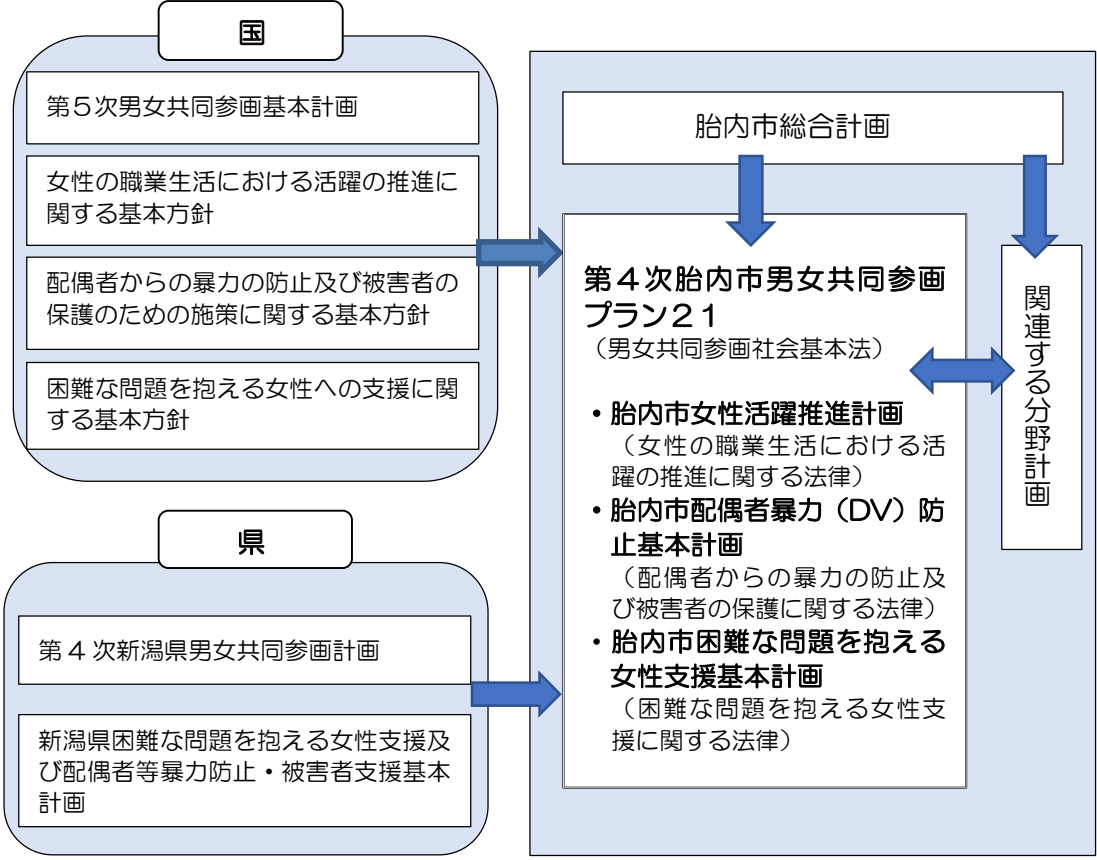
2024年9月に市民一人一人が自分らしく安心して暮らしていけるよう、お互いの個性や多様性を認め、差別や偏見のない人権が尊重される地域社会の実現を目指し、「パートナーシップ制度」を創設しました。

3 計画の性格

社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、胎内市が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第4次新潟県男女共同参画計画」を勘案して、男女共同参画社会の促進に関する施策についてまとめた「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) この計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく胎内市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけます。
- (3) この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく胎内市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として位置づけます。
- (4) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条3項に基づく胎内市における市町村基本計画として位置づけます。
- (5) この計画は、第2次胎内市総合計画を基本として、その他関連計画との整合性をとるものです。
- (6) この計画は、行政だけではなく、広く市民、事業者、団体等に理解と協力を求め、家庭、地域、職場での実践を期待するものです。

第1章 基本計画の概要



4 計画の期間

この計画は2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までとし、期間満了までに新たな計画を策定するものとします。

5 計画におけるSDGsの取組について

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals SDGs）*を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、2015（平成27）年9月に、国連サミットで採択されました。

17ある目標の5番目に「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う」を掲げられました。

この状況を踏まえ、本計画においても、上記目標を中心に、各項目を意識しながら引き続き男女共同参画社会実現に向けて取り組んでいきます。



6 計画の体系

男女がいきいきと活躍できるまち	基本目標	重点目標
	Ⅰ 人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり	1 男女一人ひとりを尊重する意識づくり
		2 男女平等を推進する教育・学習の充実
	Ⅱ あらゆる分野での女性参画	1 政策・方針決定の場における女性参画
		2 農林水産業・商工業等自営業における女性参画
		3 地域活動・防災活動等における女性参画
	Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた環境づくり	1 家庭と仕事等の両立支援の充実
		2 男女平等な就業環境の整備
	Ⅳ 元気に安心して暮らせるまちづくり	1 生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援
		2 あらゆる暴力の根絶
		3 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備
		4 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく支援
	Ⅴ 推進体制の整備及び管理	

※（＊）の項目には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村基本計画」に該当する施策を含む

※（＊²）の項目には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「市町村基本計画」に該当する施策を含む

※（＊³）の項目には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「市町村基本計画」に該当する施策を含む

施策の方向
(1) 家庭生活・地域・職場における男女平等の意識改革
(2) あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消・社会的慣習の見直しに向けた啓発活動の推進
(3) 性的マイノリティ（LGBTQ）に対する理解の促進
(1) 保育園（こども園）・学校における男女平等の推進
(2) 保護者・保育士・教職員等への意識啓発活動の推進
(1) 職場・各種団体等の方針決定の場への女性参画の促進（＊）
(2) 市の審議会等への女性委員の積極的登用の促進（＊）
(1) 女性の起業支援（＊）
(2) 女性の社会参画及び経営支援（＊）
(1) 地域活動における男女共同参画の促進（＊）
(2) 防災分野における男女共同参画の促進（＊）
(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進（＊）
(2) 子育て支援体制の充実と制度の周知（＊）
(3) 介護支援体制の充実と制度の周知（＊）
(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保（＊）
(2) ハッピーパートナー企業への登録と仕事と生活の調和の定着促進
(3) 女性に対する再就職・能力開発等の支援の推進（＊）
(1) 生涯を通じた男女の心と体の健康支援
(2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及促進
(3) 性に対する正しい知識の啓発活動の推進
(1) ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と防止に向けた啓発活動の推進（＊ ² ）
(2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発活動の推進（＊）（＊ ² ）
(3) 相談窓口の充実及び他の機関との連携強化（＊ ² ）
(1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立支援（＊）（＊ ² ）
(2) ひとり親家庭等への支援（＊）
(1) 困難を抱える若者・女性への支援の充実（＊ ³ ）
(1) 計画の進捗状況の管理及び市職員への男女共同参画意識の醸成
(2) 市民・事業者・各種団体との連携・協力
(3) 国・県・他市町村との連携
(4) 国際的理解・協調の推進

第2章 基本計画の内容

基 本 目 標 I

人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり

男女共同参画に関するさまざまな取り組みが社会全体で進められているものの、国の第5次男女共同参画基本計画の課題に掲げているように、依然として人々の意識が変わるまでには至っておらず、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）が残っているとされています。

このような固定的な意識や思い込みが、ジェンダー*問題に対する認識の齟齬やルッキズム*（外見に基づく差別・偏見）につながることも考えられ、引き続き意識の醸成に努めていくことが必要です。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、こどもやその周囲の保護者や教育関係者等に向けた意識啓発や園・学校、家庭における男女平等教育を推進するとともに、性別にかかわらず、こどもたちが将来の選択をできるような進路指導やキャリア教育の推進を図ります。

メディアを通じて流れる様々な情報は、人々の意識や社会に大きな影響力を与えることから、インターネットやSNS等を含むメディアにおいても、男女共同参画の視点に立った表現が望まれます。メディアを読み解き活用する能力（メディア・リテラシー*）の向上を図るとともに、広報や出版物等の情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう推進します。

性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を活かした多様な生き方を認め合い、誰もが暮らしやすい市にするために、性的マイノリティ*（LGBTQ）等への正しい理解を促進するための情報発信や意識啓発を進めます。

また、生涯にわたって誰もが男女共同参画について学べるよう、様々な世代に向けた学習の機会を提供する環境を整備します。

○重点目標1 男女一人ひとりを尊重する意識づくり

○重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実

重点目標 1

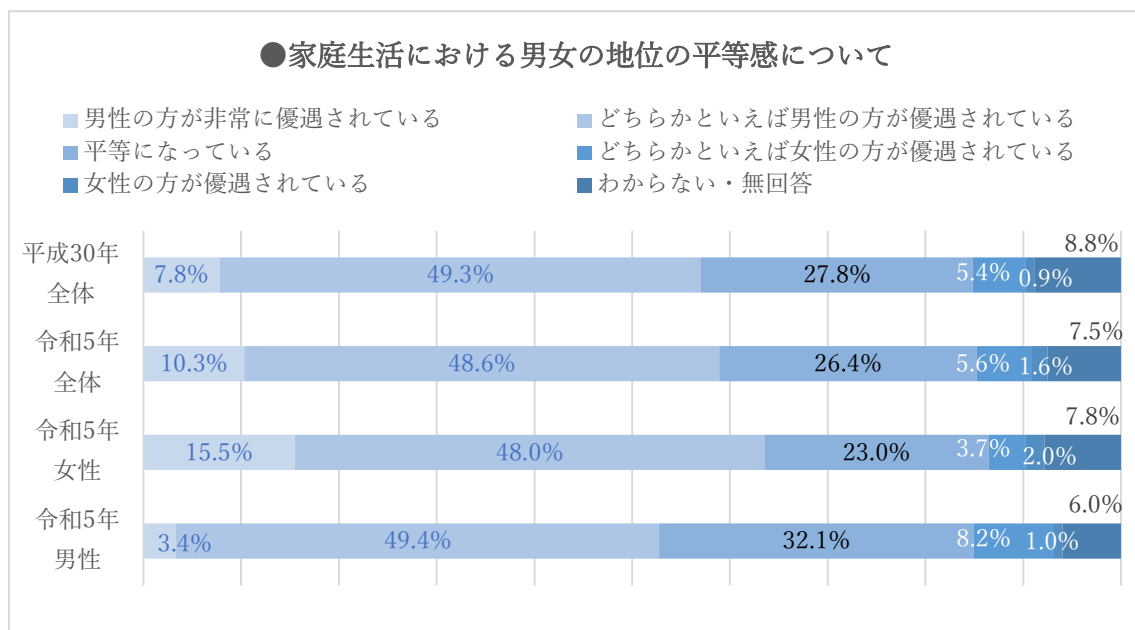
男女一人ひとりを尊重する意識づくり

【施策の方向】

（１）家庭生活・地域・職場における男女平等の意識改革

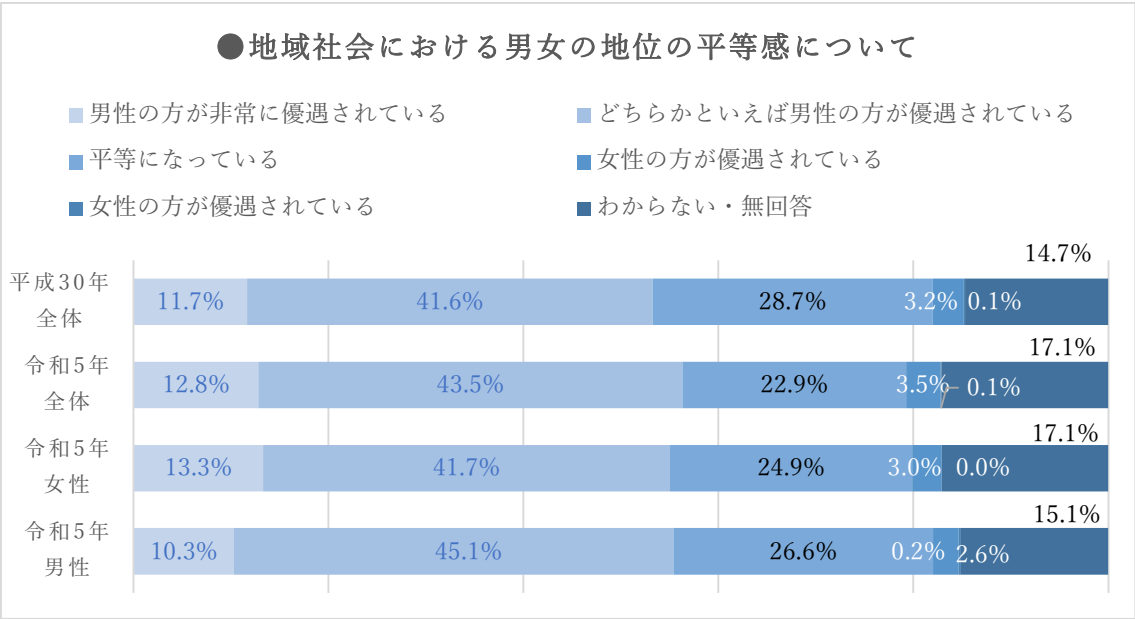
【現状と課題】

- 令和5年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケート調査（以下、「市民アンケート調査」という）では、家庭生活・地域・職場において男女の平等感は3割を下回りました。さらに、男性優遇の傾向意識が5割を超えており、年代を問わず、日常生活の様々な場面において未だに男性優遇の意識が残っている結果となりました。男女共同参画社会の実現のために、男女の不平等感の解消と男女共同参画についての正しい知識を持ち、誰もがその必要性の理解を深めることが重要です。男女共同参画についての意識啓発を推進する教育・学習の機会、認識を深めるための広報・啓発活動が必要です。

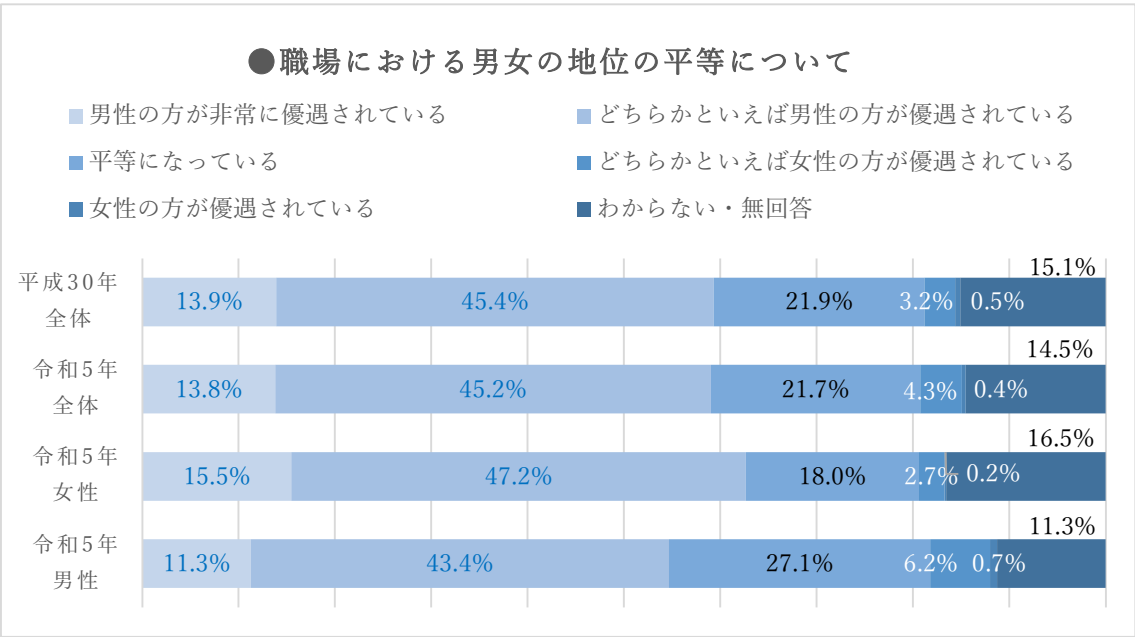


資料：令和5年度 市民アンケート調査

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 市民アンケート調査



資料：令和5年度 市民アンケート調査

第2章 基本計画の内容

【具体的施策】

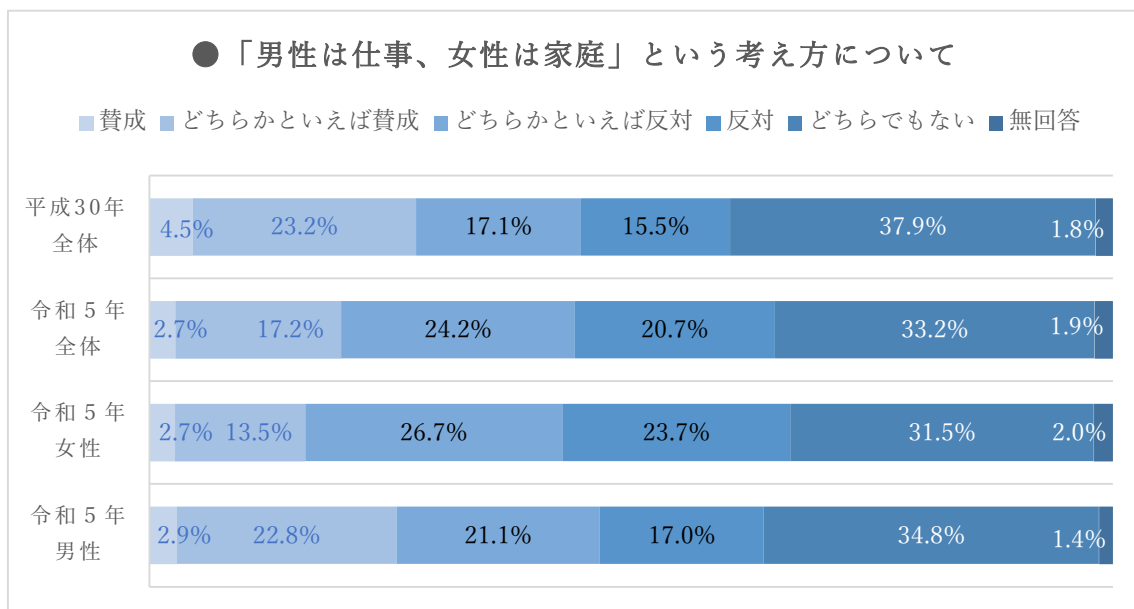
内容				担当課
男女共同参画の理解を深めるために、市報・ホームページ・パネル展・講演会・セミナー・各会議の場等を活用して「男女共同参画プラン21」や「男女共同参画週間」の周知を図ります。				総務課
男女共同参画社会の実現に向けて、圏域内の自治体と連携（定住自立圏事業）して、市民や企業向けの講演会や研修会の充実に努めます。				総務課
男女共同参画週間に関連図書の紹介や展示などを行います。				生涯学習課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
①	「家庭において男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合	市民 アンケート調査	26.4%	増加
②	「地域において男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合	市民 アンケート調査	22.9%	増加
③	「職場において男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合	市民 アンケート調査	21.7%	増加

【施策の方向】

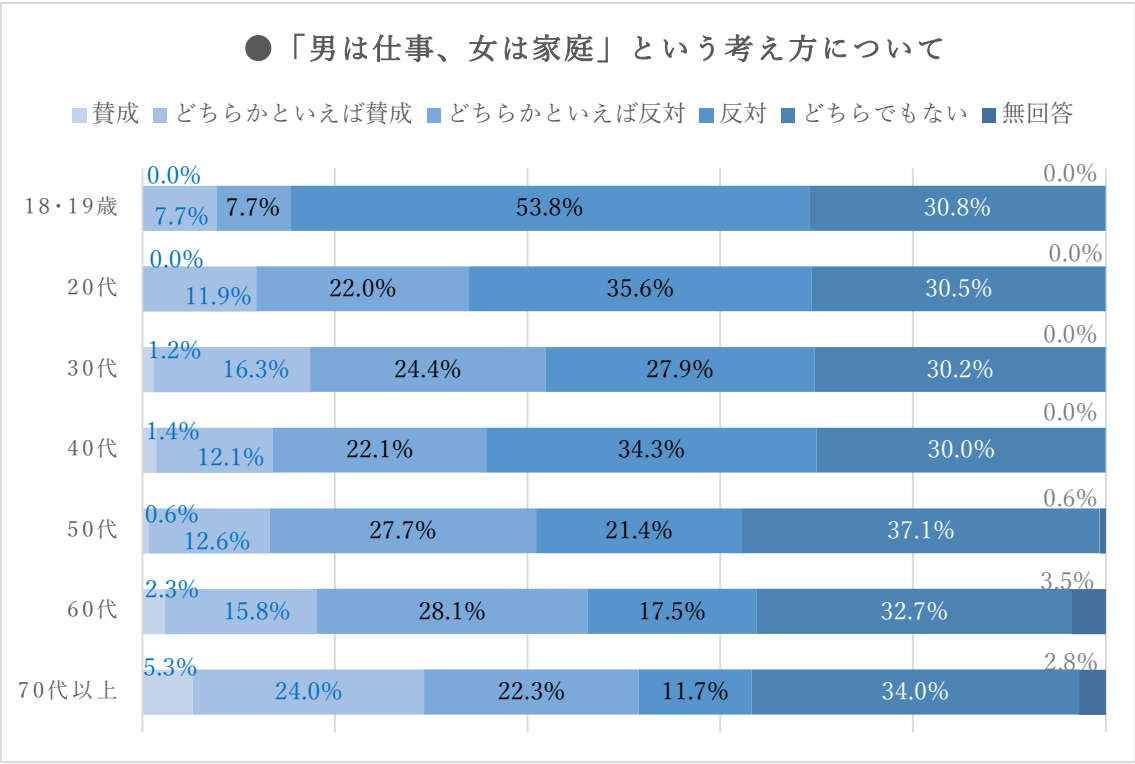
(2) あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消・社会的慣習の見直しに向けた啓発活動の推進

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では「男性は仕事、女性は家庭」を肯定的に捉えていると回答した人は約2割となり、前回の調査（平成30年度）から約7.8ポイント低下し、固定的役割分担意識は着実に解消されつつあります。また、男女別では男性が約3割、女性が約2割と固定的役割分担意識は男性の方が残っている結果となりました。この結果から、今もなお、固定的な性別役割分担意識が根強く残っているとと言えます。一人一人がジェンダー*平等の視点やアンコンシャス・バイアス*（無意識の思い込み）を排除し、男女共同参画の視点を持つことが重要であり、今後も市全体に、様々な機会を活用して、固定的性別役割分担意識や社会的な慣習を改善するための啓発活動が必要です。



資料：令和5年度 市民アンケート調査



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

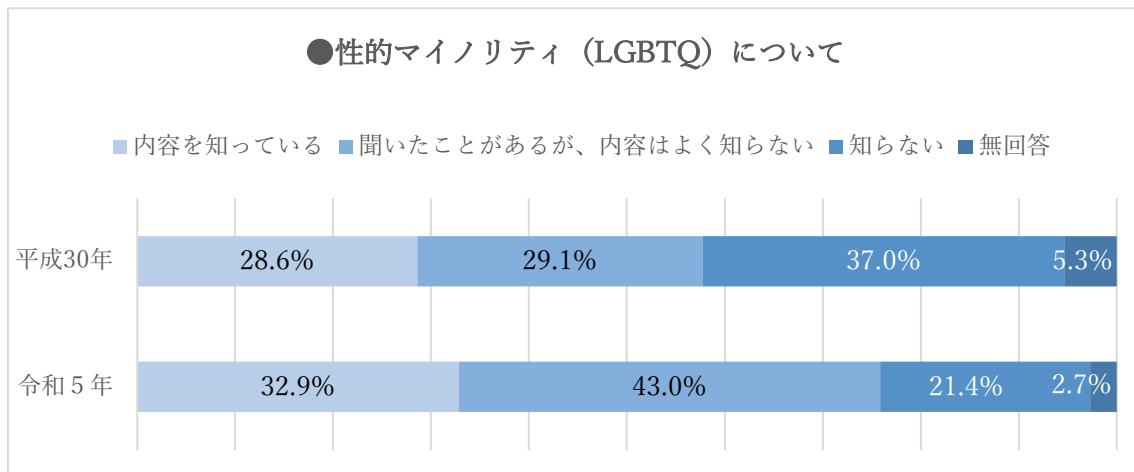
内容				担当課
固定的な性別役割分担意識の解消を目的とした、市報・ホームページの作成やパネル展・講演会・セミナー開催の充実を図り、ジェンダー*平等の実現を進めます。				総務課 生涯学習課
固定的な性別役割分担意識による社会通念や慣習の見直しを促進するため、市民や事業所、民間団体などへの啓発活動を推進します。				総務課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
④	「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的役割分担意識について解消していった方が良いと思う市民の割合	市民 アンケート調査	80.1%	増加

【施策の方向】

(3) 性的マイノリティ（LGBTQ）に対する理解の促進

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、性的マイノリティ*（LGBTQ）の認知度は7割を超えました。2023（令和5）年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現」することが目的として掲げられ、当市においても、すべての人の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重し、理解を深めていくための施策・事業を進めていくことが求められています。誰もが多様性の中に存在する一人であり、その生き方が尊重されるように差別を解消し、偏見を取り除くための啓発を行うことが必要です。



資料：令和5年度 市民アンケート調査

第2章 基本計画の内容

【具体的施策】

内容				担当課
性の多様性や性的マイノリティ*（LGBTQ）への理解促進のため、市報・ホームページ・パネル展・講演会・セミナー・各会議の場を活用して、意識啓発を図ります。また、胎内市のパートナーシップ制度*をはじめ、性的少数者に関する情報発信に努めます。				総務課
いじめ防止プログラム*等を通じて、小・中学生に性的マイノリティ*（LGBTQ）に対する偏見や差別が生じない教育に努めます。				学校教育課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑤	性的マイノリティ*（LGBTQ）について「内容を知っている」と回答した市民の割合	市民 アンケート調査	32.9%	増加
⑥	いじめ防止プログラム*等で性的マイノリティ*（LGBTQ）に関する事項を取り上げた学校数	学校教育課 資料	—	9／9校

重点目標 2

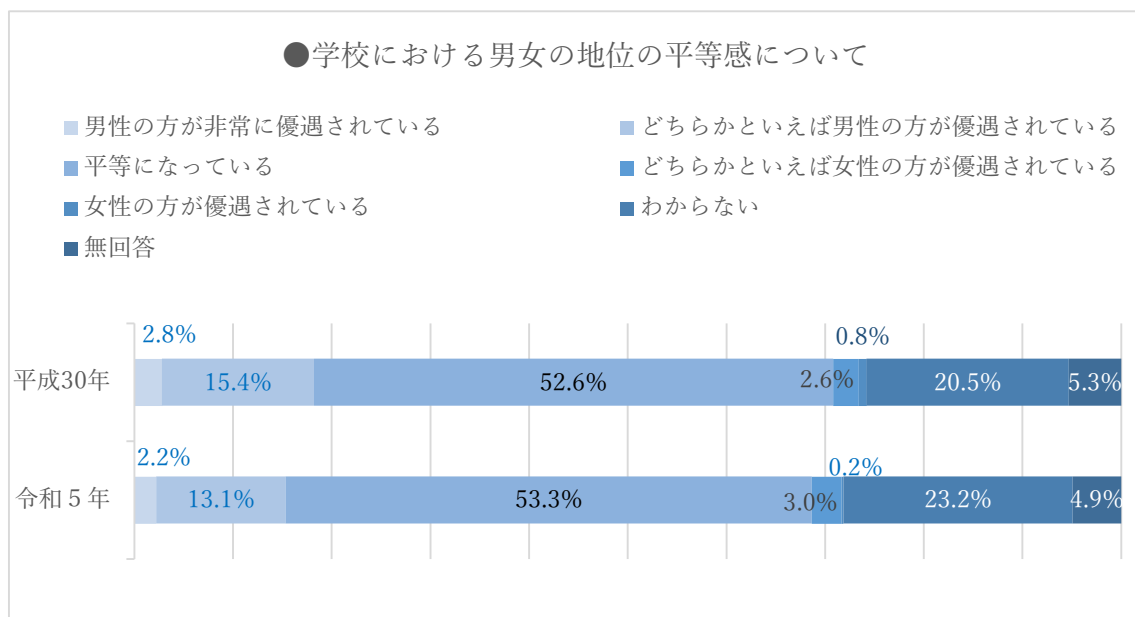
男女平等を推進する教育・学習の充実

【施策の方向】

（１）保育園（こども園）・学校における男女平等の推進

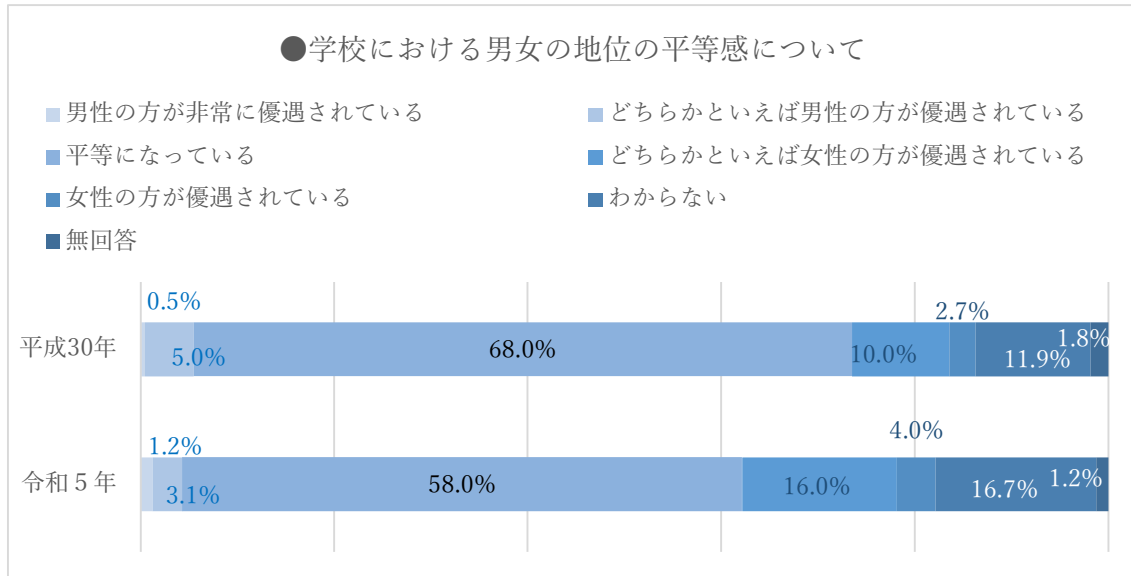
【現状と課題】

- ・ 市民アンケート調査の結果では、園や学校教育において、男女の平等感は５割を超えました。前回調査と比べ、0.7ポイント上昇しました。こどもたちは、社会に出るまでの時間を園や学校で長時間過ごすため、教育は、男女共同参画意識を育成するために重要な役割を担っています。令和５年度に実施した男女共同参画に関する中学生アンケート調査（以下、「中学生アンケート調査」という）では、学校生活での生徒自身の男女の平等感は６割でした。前回調査（平成３０年度）と比べ、10ポイント減少しました。こどもたちの将来が固定的役割分担意識にとらわれず、主体的に自分の進路等を決定し、個性と能力を発揮していくことができる教育の充実が重要です。引き続き、学校教育における男女平等教育を推進することが必要です。



資料：令和５年度 市民アンケート調査

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 中学生アンケート調査

【具体的施策】

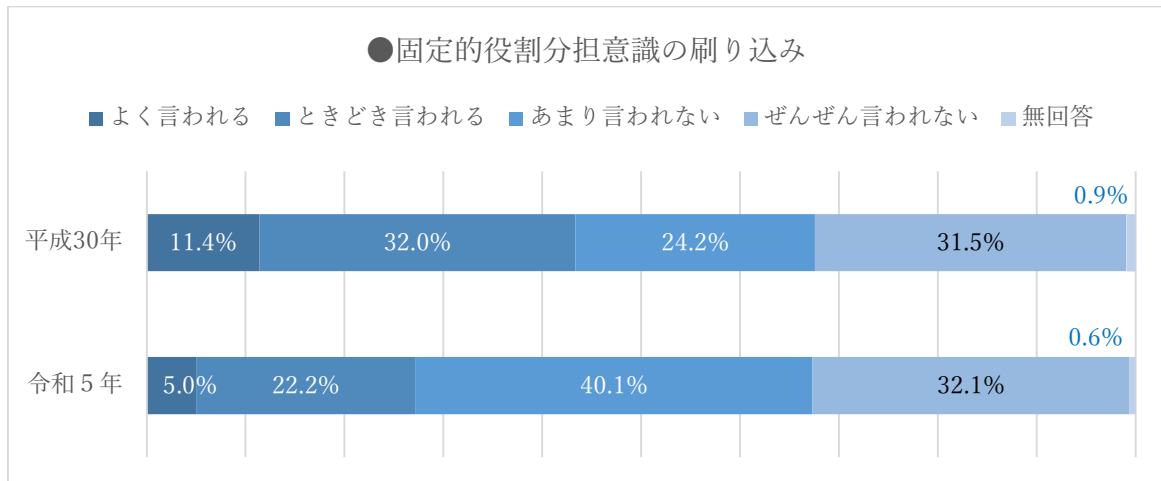
内容				担当課
保育園（こども園）において、園児一人一人が安心して自己発揮できる環境作りに努め、日々の教育・保育を通して、固定的役割分担意識にとらわれない保育を実施します。				こども支援課
小・中学校において、学校行事や特別活動などの教育活動全般を通じて、性別に関係なく互いに協力することや、固定的な役割分担にとらわれないことが大切だと思えるような教育を実施します。				学校教育課
小・中学校において、性別に関係なく、自分の夢や目標を追い求めることの大切さを学ぶ教育（キャリア教育*等）の充実を図ります。				学校教育課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑦	保育園（こども園）や学校の場において、男女の地位が「平等になっている」と回答した市民の割合	市民 アンケート調査	53.3%	増加
⑧	学校生活において、男女の地位が「平等になっている」と回答した生徒の割合	中学生 アンケート調査	58.0%	増加

【施策の方向】

(2) 保護者・保育士・教職員等への意識啓発活動の推進

【現状と課題】

- 中学生アンケート調査の結果では、固定的な性別役割分担意識の刷り込み経験のある生徒は3割となりました。前回調査と比べ17.2ポイント減少しています。ジェンダー平等、男女共同参画意識は、こどもの頃からの学びや教育が重要であり、学校・家庭・地域における日常の様々な場面で、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識に基づく行動様式を変革していくための取組を推進することが重要です。また、学校、家庭、地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の浸透を図ることが重要です。男女共同参画の視点に立った教育をおこなうためには、こどもの教育に対する家庭や地域の積極的な参画を支援し、連携することに加え、教育関係者に対する研修を充実させることが必要です。



資料：令和5年度 中学生アンケート調査

第2章 基本計画の内容

【具体的施策】

内容				担当課
保育士・教職員等に対し、職員研修の一環として男女平等の必要性について研修機会を提供します。				総務課 こども支援課 学校教育課
保護者に対し、お便り・保護者会・学級懇談会等で男女共同参画についての情報を普及します。				こども支援課 学校教育課
教職員の校務分掌において、性別による固定的な役割分担とならないように努めます。				学校教育課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑨	大人の人から「男（女）だから〇〇しなさい」と「よく言われる」、「ときどき言われる」と回答した生徒の割合	中学生 アンケート調査	27.1%	減少
⑩	男女共同参画に関する研修会への参加回数（保育士・教職員等）	総務課 資料	—	毎年1回以上

基 本 目 標 Ⅱ

あらゆる分野での女性参画

人口減少や少子高齢化が進む中、社会の変化に対応していくためには、性別にかかわらず、多様な視点や発想を取り入れ、様々な人が方針決定の場に参画することが必要となります。

国では、2015（平成 27）年から女性活躍推進法を順次施行し、職場におけるさらなる女性の活躍を推進しており、その中でも「自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要」と示しています。

政策・方針決定過程における男女共同参画を進めていくには、一人一人が社会や政治に関心を持つとともに、あらゆる場において男女が共に参画し、責任と役割を担う意識を持つ必要があります。

就業に対する女性の参画の考え方が変化している中、女性が必要な知識や経験等を持ち、能力を十分に発揮し活躍できるようなキャリア形成の支援が必要です。

さらに、女性が政策・方針決定の過程や地域活動・防災活動などのあらゆる分野で参画し、多様な視点や発想からの意見を反映するとともに、女性の生き方について、その人自身の自由な選択ができるジェンダー平等*の実現に向けて取り組まなければなりません。それぞれの生き方への支援、各面で活躍できるような支援が必要です。

○重点目標 1 政策・方針決定の場における女性参画

○重点目標 2 農林水産業・商工業等自営業における女性参画

○重点目標 3 地域活動・防災活動等の女性参画

重点目標 1

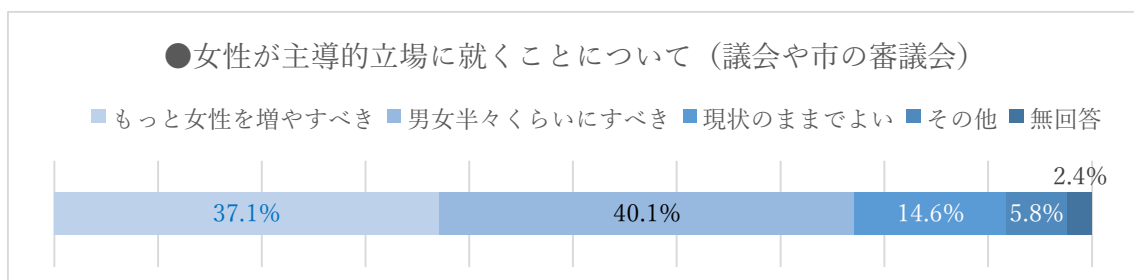
政策・方針決定の場における女性参画

【施策の方向】

（１）職場・各種団体等の方針決定の場への女性参画の促進【女性活躍推進】

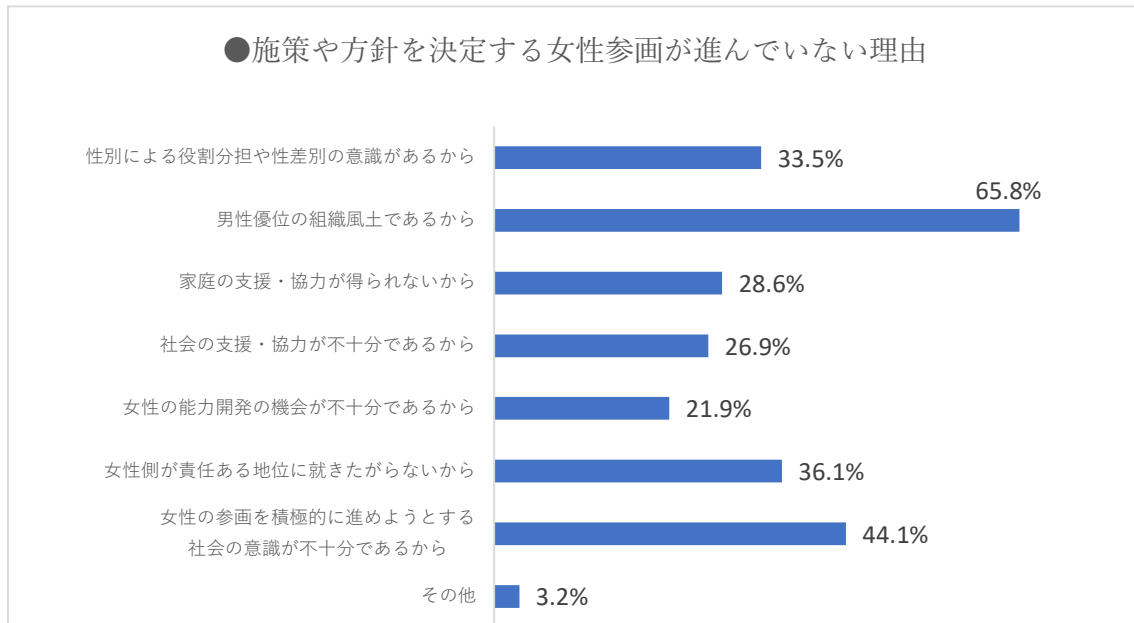
【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、政策・方針決定過程への女性を増やすべきと回答した人が7割を超えました。その一方で、女性参画が進んでいない理由として「男性優位の組織風土」が6割を超えました。多様な人材が社会のあらゆる分野に参画することで、新たな視点や発想が生み出され、その分野における活動が活性化するなど、男女共同参画社会の実現にもつながることから、多様な視点を反映させていくことが重要です。一人一人が、あらゆる場において男女が共に参画し、責任と役割を担う意識を持つ必要があります。また、女性職員の職域拡大やキャリア形成に関する研修・情報提供を図るなどにより、市内全体において女性が意思決定の場に参画する機運を高めていくことが必要です。



資料：令和5年度 市民アンケート調査

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

内容				担当課
研修などを通して女性の参画拡大の重要性について啓発し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。				総務課
女性の能力向上に向け、県女性財団が実施する女性の能力開発、キャリア形成に関するセミナーなどについて情報提供します。				総務課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑪	市職員の管理職に占める女性の割合（課長級）	総務課 資料	5.6%	10%以上
⑫	市職員の管理職に占める女性の割合（係長級）	総務課 資料	25%	30%以上

【施策の方向】

(2) 市の審議会等への女性委員の積極的登用の促進（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 胎内市の市審議会委員の女性登用割合は県内市町村平均を上回っている状況ですが、女性委員がいない審議会等も存在しています。性別の偏りなく、多様な意見や価値観が反映されるよう、市内における様々な場面での方針決定過程に女性参画を進めていくことが重要です。女性の参画拡大に向けた取組として、市審議会等への女性委員の登用率を高めるための支援や働きかけが必要です。

【具体的施策】

内容				担当課
審議会委員等などの選出について見直し、男女比率に配慮した選出に努めます。				総合政策課 (各課)
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑬	市所管の各種審議会等における女性委員の登用割合	総合政策課 資料	34.7%	38.0%
⑭	市所管の各種審議会等における女性委員が0人の各種審議会等数	総合政策課 資料	11 件	0 件

重点目標 2

農林水産業・商工業等自営業における女性参画

【施策の方向】

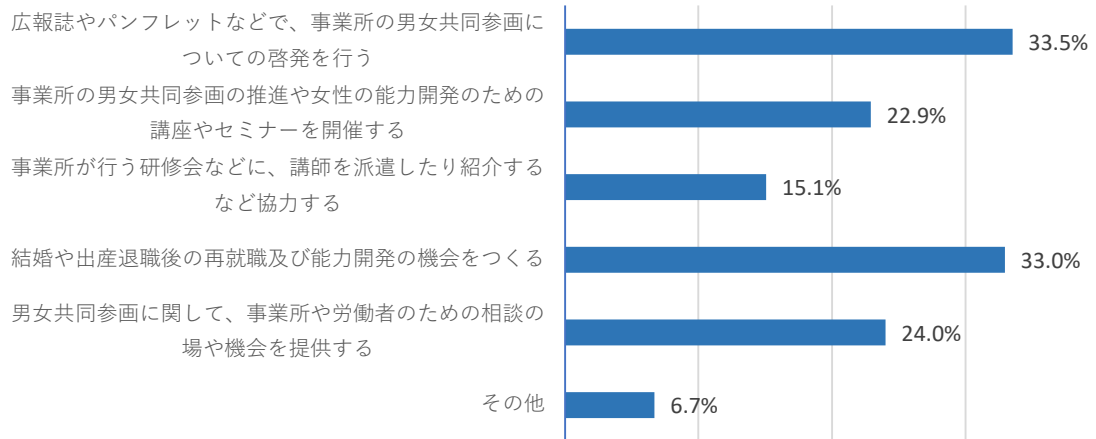
（１）女性の起業支援（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 令和５年度に実施した男女共同参画に関する事業所アンケート調査（以下、「事業所アンケート調査」という）では、市が男女共同参画を推進するには、啓発活動と結婚や出産退職後の再就職・能力開発の機会を求める割合が高くなりました。働きたいという希望を持つ女性が就業できるような環境の整備や、起業等の多様な働き方を選択する女性、自営業等に携わる女性などに対する支援や身近で活躍する女性の情報発信が重要です。働きたい・働き続けたい女性の活躍を支援することに加え、女性が起業して自らの経験、知識、技術等でより幅広い分野で活躍できるような情報提供や創業支援が必要です。

第2章 基本計画の内容

●男女共同参画を進めるにあたって、市はどのようなことに力を 入れていくべきか



資料：令和5年度 事業所アンケート調査

【具体的施策】

内容				担当課
働く女性や働きたい女性、女性起業家の参考となる情報（学習機会や座談会等）を整備して提供します。				総務課 農林水産課 商工観光課
女性農業者を対象とした、研修会や座談会への参加を促し、農業経営等に関する知識習得の場を提供します。				農林水産課 農業委員会事務局
市の中小企業支援事業及び貸付事業等の支援事業の周知に努め、女性が積極的に活用、または対象となることができるよう促します。				商工観光課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑮	女性農業者を対象とした、研修会や座談会への参加者の合計	農林水産課 資料	43 人	52 人
⑯	中小企業支援事業及び貸付事業を活用する女性起業家や女性経営者の件数	商工観光課 資料	3 人（社）	増加

【施策の方向】

(2) 女性の社会参画及び経営支援（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 農業分野は、高齢化と新規就農者の減少により担い手不足であるため、女性農業士の育成など、女性の参画をさらに拡大するとともに、その取組を支援するほか、農業経営への参画促進と家族経営における女性の地位や役割の明確化を図るため、家族経営協定*の締結と活用が重要です。また、農林水産業、商工業等の家族経営事業は、事業活動と家庭生活との区分があいまいで、女性が働きやすい環境にすることが必要であり、そのためには女性が経営の方針決定に参画し、女性の声を反映させていくことが求められています。市では、これまでも家族経営協定*の締結促進、農村地域生活アドバイザー*の認定等、女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備を進めてきました。女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるように、今後も家族経営協定*の締結数を維持していくとともに、新たに家族経営を行う農家へ締結を促進していく必要があります。

第2章 基本計画の内容

【具体的施策】

内容				担当課
女性の事業・地域等の参画や女性活躍推進に関する情報（研修会や座談会等）を整備して関係課を通して提供します。				総務課 農林水産課 商工観光課 農業委員会事務局
農業体験等での学びを通じて農業に興味を持ってもらえるように努めます。				農林水産課
農林水産業や商工業等家族経営関係者のネットワークの形成を図り地域のリーダーを育てます。				農林水産課 商工観光課
家族経営協定*制度の周知により、就農の促進に向けた意識啓発に努めます。				農林水産課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑰	男女で構成される家族経営協定*締結農家数	農林水産課農 資料	35 戸	維持
⑱	農業委員に占める女性の割合	農業委員会 事務局資料	14.3%	30%

重点目標 3

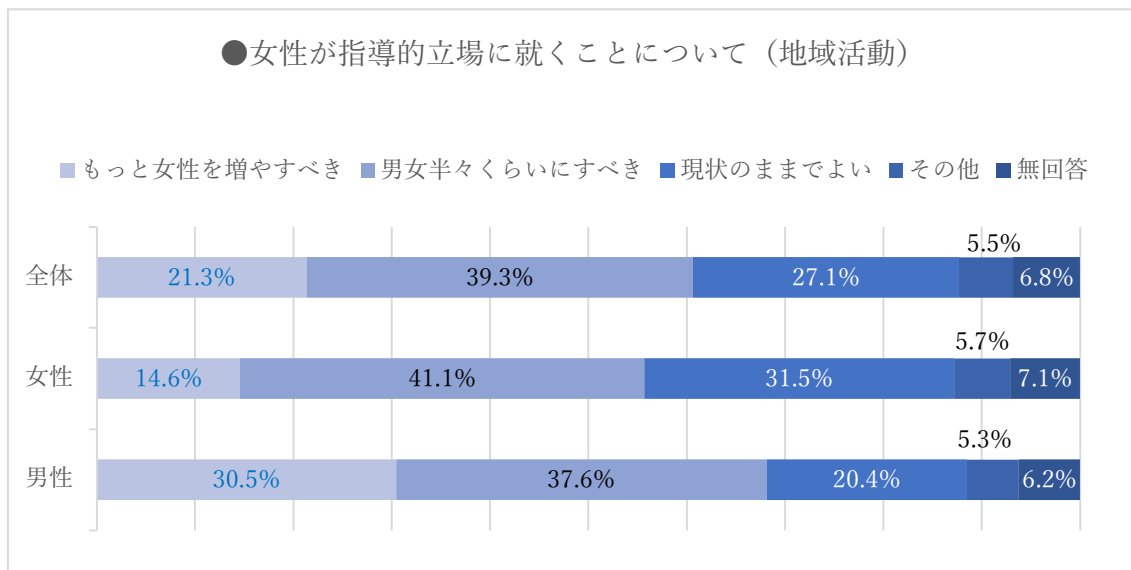
地域活動・防災活動等の女性参画

【施策の方向】

（１）地域活動における男女共同参画の促進（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、自治会などの地域活動で方針決定過程への女性を増やすべきと回答した人が約６割になりました。その一方で約２割以上が現状維持と回答し、男性よりも女性が高い結果となりました。これらの結果から、地域活動は男性が担うべきだという固定的性別役割分担意識が残っていることが伺えます。地域活動を充実させていくためには、性別にかかわらず一人一人が互いに協力して企画、運営することが重要です。慣習や思い込みによって人材や負担が偏らずに、多様な視点や新たな価値観が取り入れられる、誰もが参画しやすい場にするための促進活動や固定的な性別役割分担意識に捉われない、男女共同参画の意識の醸成が必要です。



資料：令和５年度 市民アンケート調査

第2章 基本計画の内容

【具体的施策】

内容				担当課
地域活動における男女共同参画を促進するため、性別にかかわらず一人一人が地域活動に参画する意義や必要性について、市報・パネル展・講演会・セミナー・各会議の場を活用して啓発活動を行います。				総務課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
①⑨	自治会長に占める女性の割合	総務課 資料	0.7%	4.5%
②⑩	小中学校 PTA 会長・副会長に占める女性の割合	生涯学習課 資料	44.1%	増加

【施策の方向】

(2) 防災分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 胎内市では、防災分野において、これまでも男女共同参画の視点を取り入れ、避難所の女性職員の配置、女性目線での災害用備蓄の整備などに取り組んできました。避難所で女性に配慮した取り組みを進めることに加えて、防災活動における女性参画が重要です。地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程の場や防災の現場における女性参画を促進するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進することが必要です。

【具体的施策】

内容				担当課
女性消防団員の積極的な採用や加入促進に努め、消防団活動における女性の活躍を促進します。				総務課
災害時の避難所運営において、様々なニーズに対応した被災者支援が行われるよう、女性の参画を促進します。				総務課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
②①	防災士に占める女性の割合	総務課 資料	7.5%	17%
②②	女性消防団員数	総務課 資料	10人	13人

基 本 目 標 Ⅲ

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた 環境づくり

核家族化や共働き世帯の増加など、ライフスタイルは多様化しています。性別に関わりなく働きたい人が、やりがいをもって働くことができる社会づくりが求められています。だれもが個性と能力を発揮して活躍し、活力ある豊かな社会を実現していくためには、男女が共に仕事と家庭等をバランスよく担うことが必要であり、ワーク・ライフ・バランスを図ることが重要となっています。

また、男女がいきいきと働き続けられる社会環境づくりを進めるうえで、雇用の場における男女の共同参画は極めて重要であり「男女雇用機会均等法*」においても、雇用における男女の平等な機会と待遇の確保が義務付けられています。働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活の二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮するためには、ライフステージや個別の状況に応じた多様で柔軟な働き方を推進していくことが必要です。

誰もが個性や能力を十分に発揮するためには、ジェンダー*にとらわれない、お互いの人権を尊重する、ワーク・ライフ・バランスがとれた、自分らしい生活を送ることのできる働きやすい環境づくりが必要です。

○重点目標 1 家庭と仕事等の両立支援の充実

○重点目標 2 男女平等な就業環境の整備

重点目標 1

家庭と仕事等の両立支援の充実

【施策の方向】

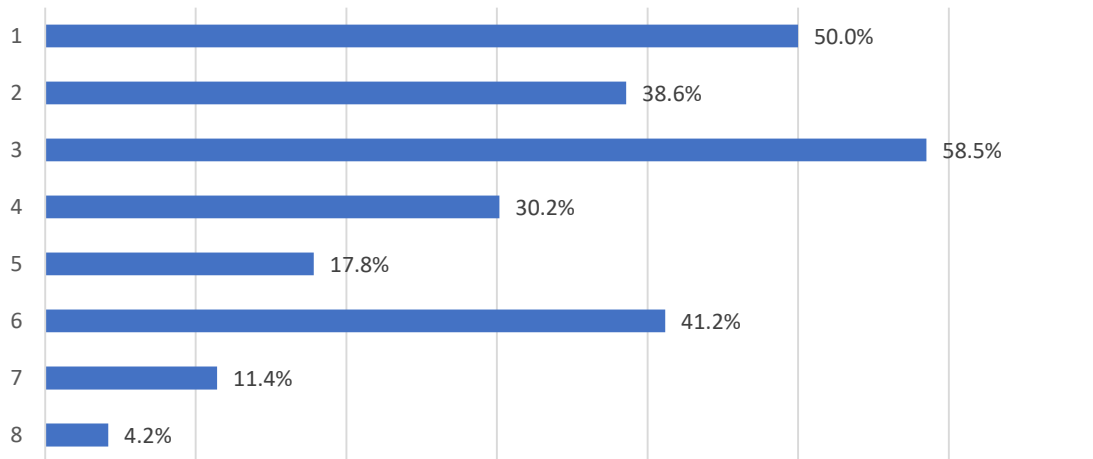
(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 厚生労働省「雇用均等基本調査*」の結果では、男性の育児休業取得率は近年増加傾向にありますが、その割合は女性に比べて、いまだに少ない状況です。誰もが対等に社会で活躍するためには、仕事と家庭の両立が重要であり、男性が子育てへの意識を高める取り組みや、家庭へ参画しやすくするために職場や家庭等の理解を促進させる働きかけが必要です。
- 令和5年度に実施した男女共同参画に関する事業所アンケート調査（以下、「事業所アンケート調査」という）では、約4割の事業所がワーク・ライフ・バランスの取組に対して消極的な結果となりました。事業所、労働者が一体となって男性中心型労働慣行の見直しに取り組み、働きたい人すべてが生活との二者択一を迫られることのない環境の整備を進めることが必要です。
- 市民アンケート調査では、今後、男女がともに家事・育児・介護に参加していくためには、こどものときからのジェンダー平等教育の推進や固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと回答した人の割合が多く、このアンケート結果からも、こどものときからそれぞれの個性を認め合い、性別に関係なく自分の能力を発揮できるような学習環境を整え、男女平等の意識形成に取り組んでいく必要があります。

第2章 基本計画の内容

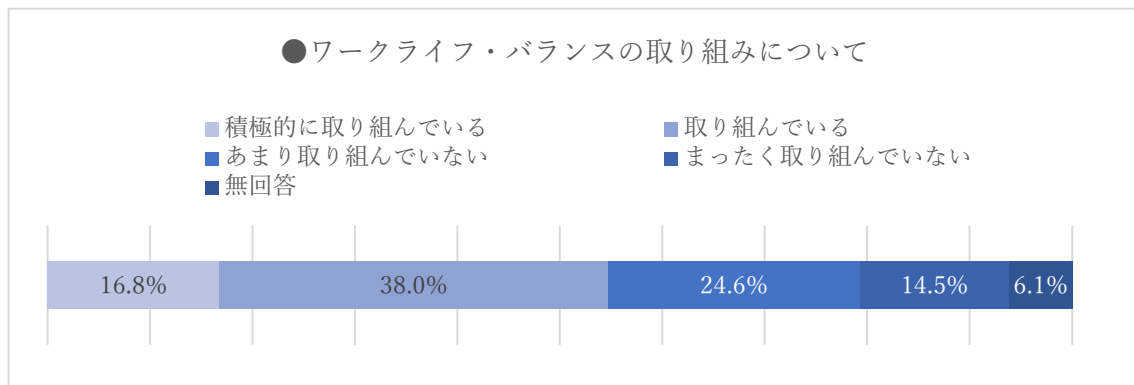
●男女がともに家事、育児、介護に参加していくために必要なこと



- 1 「男だから、または女だからこうあるべき」という固定的な考えを改めるための啓発活動
- 2 労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどの多様な働き方の普及を進めること
- 3 こどものときから家事などを男女で平等に行うようなしつけや育て方をする
- 4 男性の働き方の見直しや意識改革
- 5 女性の働き方の見直しや意識改革
- 6 家事などを男性が行うことに対する抵抗感をなくすこと
- 7 男性が家事などに参加しやすくなるように講演会や情報提供を行うこと
- 8 その他

資料：令和5年度 市民アンケート調査

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 事業所アンケート調査

【具体的施策】

内容				担当課
市民や企業に対し、市報・パネル展・講演会・セミナーを通して、男性の家事・育児・介護への参画を促します。				総務課 商工観光課
市民や企業に対し、市報・パネル展・講演会・セミナーを通して、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行います。				総務課 商工観光課
夫婦で協力し合い、出産・子育てができるよう、マタニティ教室※を実施します。				健康づくり課
小・中学校において、家庭生活における役割分担や家事・育児・介護は、性別に関係なく互いに協力することが重要であることを念頭に置いて授業に努める。				学校教育課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑳	従業員のワーク・ライフ・バランスについて「あまり取り組んでいない、まったく取り組んでいない」と回答した事業所の割合	事業所 アンケート調査	39.1%	減少

【施策の方向】

(2) 子育て支援体制の充実と制度の周知（女性活躍推進）

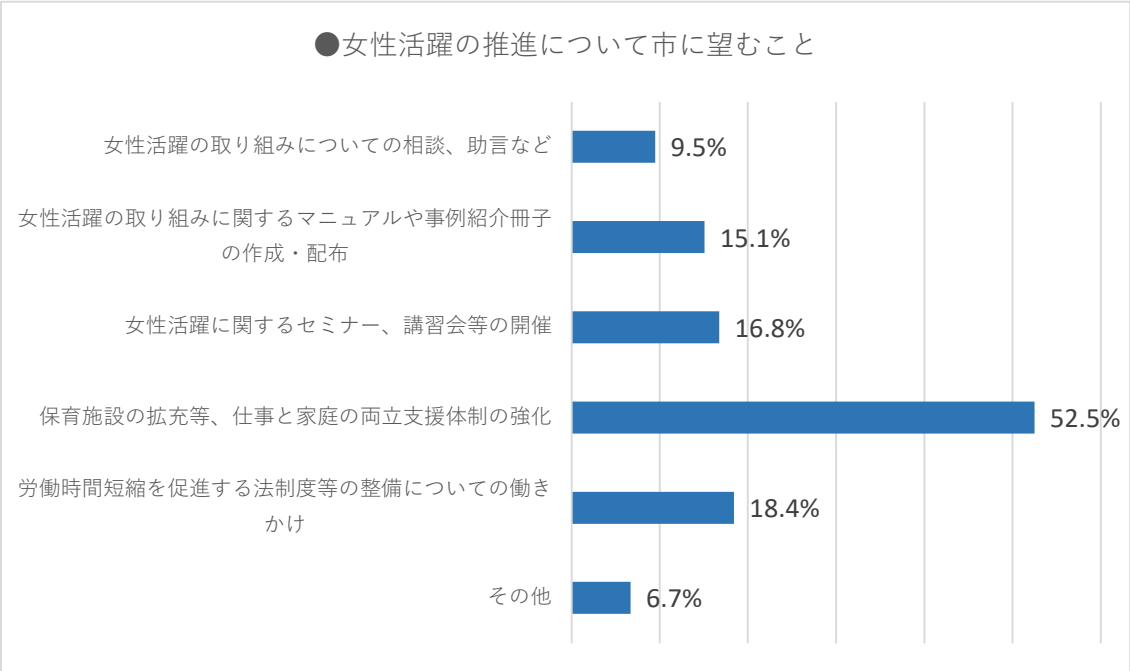
【現状と課題】

- ・ 事業所アンケート調査では「保育施設の拡充等、仕事と家庭の両立支援体制の強化」が、市の女性活躍の推進について必要なこととして5割を超える結果となりました。就業環境の多様化などにより、さらなる保育サービス等の充実を進める必要があります。
- ・ 国勢調査では、市における25歳から44歳までの女性就業率は、全国と比較して約3ポイント高くなっています。また、女性の年齢階層別労働力率の推移では、子育て世代の就業率が高く出産後も復職・就労を希望する割合が多いことから、親世代の就業と育児の両立を支援する制度の充実と周知が必要です。

【具体的施策】

内容				担当課
保護者の就労状況に合わせた保育ニーズに応じるために、保育利用時間の拡充と周知を行います。				こども支援課
保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため開所時間を超えた保育を実施・周知し、就労世帯等の支援を図ります。				こども支援課
保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育園等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。				こども支援課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
②④	保育園等の入園希望者に対し受け入れた割合	こども支援課 資料	100%	100%

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 事業所アンケート調査

【施策の方向】

(3) 介護支援体制の充実と制度の周知（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 日本の地域別将来推計人口において、市の人口減少、少子高齢化が進んでいくものと思われます。社会の高齢化に伴い、介護支援が必要な人は今後更に増えることが予想されています。様々なライフスタイルや家族形態から生ずるニーズに対応した介護支援を充実させていくことに加え、仕事と介護が両立でき、家族の負担を社会全体で支えていく体制の整備を推進することが必要です。

【具体的施策】

内容				担当課
高齢者が住み慣れた地域でこれからも安心して生活するために、就労支援や介護保険サービス等の充実を図ります。				福祉介護課
高齢者の生きがいや心身の健康のため、社会活動へ参加する機会を提供し、介護予防と健康づくりを促進します。				福祉介護課
介護に関する理解を深め、介護をしやすい環境をつくるための情報提供や認知症講座などを開催して意識啓発を図ります。				福祉介護課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
②⑤	認知症サポーター養成講座受講者の累計数	福祉介護課 資料	7,413 人	8,850 人

重点目標 2

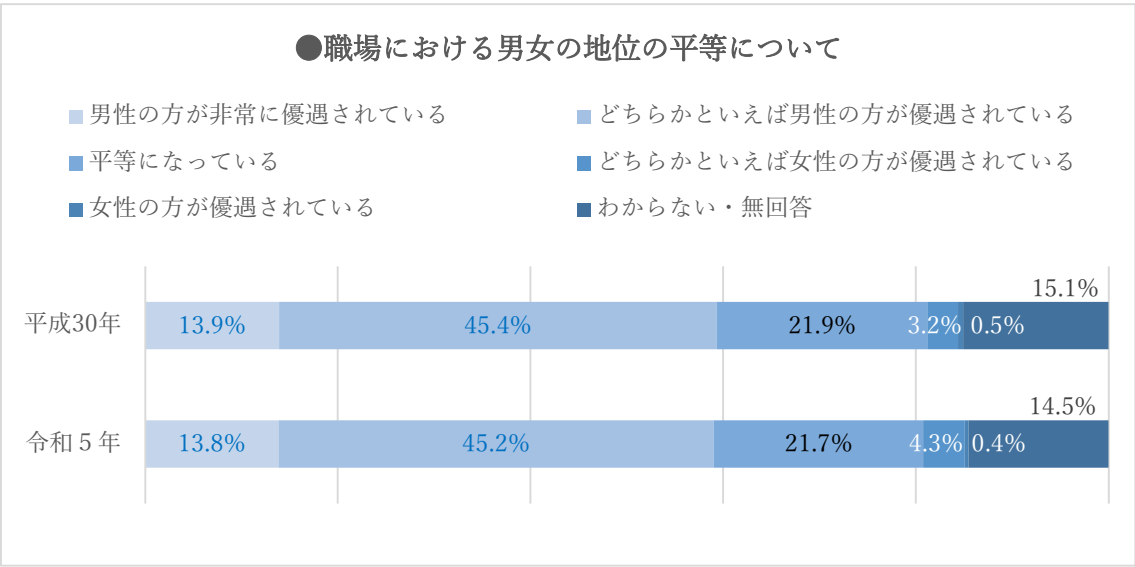
男女平等な就業環境の整備

【施策の方向】

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、職場における男性優遇の傾向は約6割の結果となりました。男女の雇用機会、待遇の均等（男女雇用機会均等法）などの法制度は整備されてきましたが、広く職場に浸透しているとは言い難い状況です。職場における不当な差別的待遇を解消するため、事業者に対して各種の法律や制度が適切に運用されるよう、普及啓発していく必要があります。



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

内容				担当課
事業所に対して男女雇用均等法など、労働に関する様々な法制度の周知を図ります。				総務課 商工観光課
事業所に対して育児・介護休業制度や長時間労働の見直しなど、法律や指針の周知を図り、働きやすい労働環境の整備に努めるよう啓発します。				総務課 商工観光課
市民からの労働相談について、関係機関と連携して適切な相談機関へ案内します。				商工観光課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
②⑥	「男女雇用機会均等法」について内容を知っていると回答した人の割合	市民 アンケート調査	43.1%	増加
②⑦	「育児・介護休業法」について内容を知っていると回答した人の割合	市民 アンケート調査	44.7%	増加

【施策の方向】

(2) ハッピー・パートナー企業への登録と仕事と生活の調和の定着促進

【現状と課題】

- 令和7年3月末時点で、市内のハッピー・パートナー企業*登録者は、25社となりました。男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるように職場環境を整えるなど、女性従業員の登用・育成などに積極的に取り組む企業等を「ハッピー・パートナー企業*（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録し、その取組を推進してきました。今後も企業（事業所）に対して、男女がともに働きやすい環境整備の意識啓発を進めていくことが必要です。

【具体的施策】

内容				担当課
ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるために、市報パネル展・講演会・セミナーを通して啓発活動に努めます。				総務課 商工観光課
新潟県と連携してハッピー・パートナー企業*への登録促進を図ります。				総務課 商工観光課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
⑳	ハッピー・パートナー企業*登録数（累計）	総務課 資料	21 社	増加

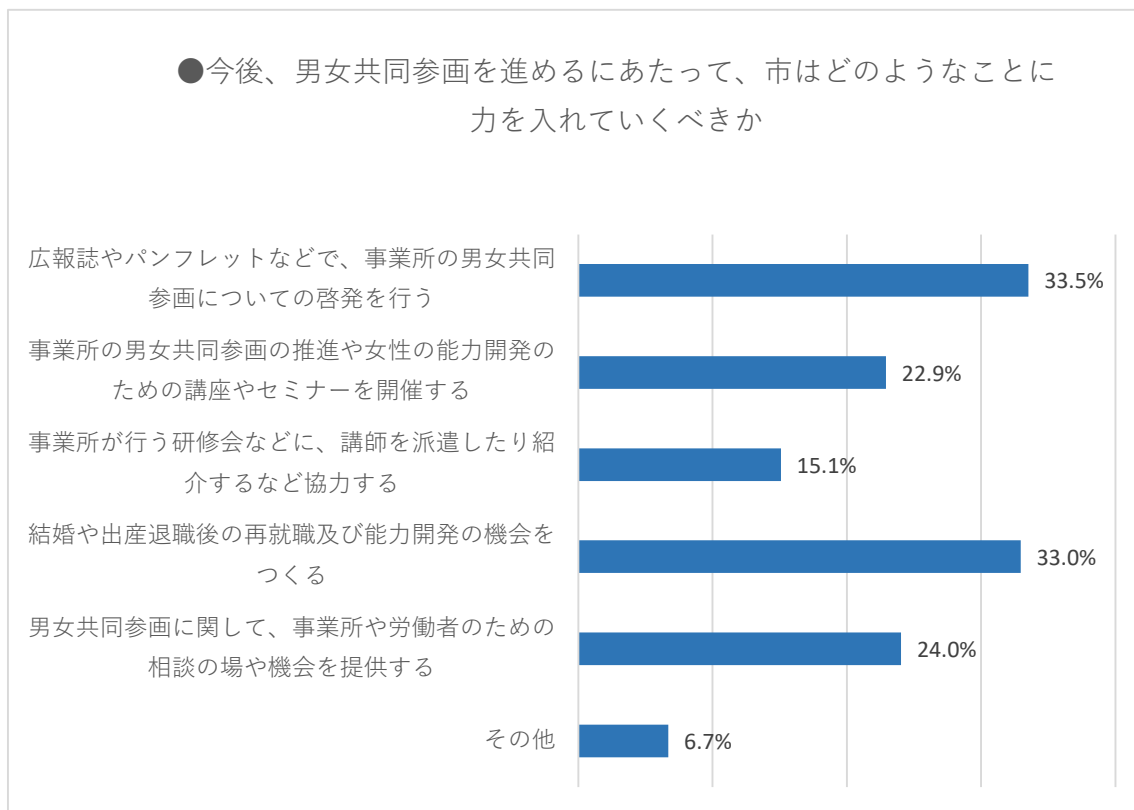
※ハッピー・パートナー企業登録制度に替わる新事業に読み替えるものとする。

【施策の方向】

(3) 女性に対する再就職・能力開発等の支援の推進（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 事業所アンケート調査では、市が男女共同参画を推進するために必要なこととして、6割以上の事業所が「事業所への男女共同参画の啓発」と「結婚や出産退職後の再就職・能力開発の機会をつくる」と回答しました。市としては、引き続き男女共同参画の啓発活動を推進していくことに加え、市と事業所の協働で、女性が意欲を持って働き続けることができ、個人のライフスタイルに応じて再就職やキャリアアップを目指すことができるような環境整備を支援していく必要があります。



資料：令和5年度 事業所アンケート調査

第2章 基本計画の内容

【具体的施策】

内容				担当課
パンフレット等の配布により再雇用制度*やマザーハローワーク*等の啓発を図ります。				商工観光課
キャリア形成やチャレンジ意欲の喚起のため、新潟県女性財団や県や市が開催するキャリアアップ研修の情報提供を実施する。				総務課 商工観光課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
②9	25 歳から 44 歳までの女性の就業率（胎内市）	総合政策課資料 （国勢調査）	83.7% （R2 年度）	増加 （R7 年度予定）

基 本 目 標 IV

元気に安心して暮らせるまちづくり

男女が家庭や地域等で充実した生活を送るためには、生涯を通じて心身ともに健康でいることが大切です。生涯にわたって健康に過ごせるよう、お互いの性についての認識を深め、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援することが必要です。

暴力・ハラスメントは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つです。暴力・ハラスメントの根絶と防止に向けて、さまざまな機会を通じて啓発活動を促進するとともに、関係機関と連携し、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に取り組むことが必要です。

近年は、雇用や就業構造の変化、ひとり親世帯、単身世帯などが増加する中、日常生活において様々な困難に直面する人々に対し、総合的な支援や相談窓口が必要です。

- 重点目標 1 生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援
- 重点目標 2 あらゆる暴力の根絶
- 重点目標 3 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備
- 重点目標 4 「困難な問題を抱える女性支援に関する法律」に基づく支援

重点目標 1

生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援

【施策の方向】

(1) 生涯を通じた男女の心と体の健康支援

【現状と課題】

- ・ 特定健康診査の受診率は、微増傾向にありますが、県内 30 市町村中 19 位であり、国の目標値よりも低い現状です。今後も、みなし健診やきめ細やかな未受診者対策等の受診率向上の推進が必要です。
- ・ 新潟県では、自殺者数が減少傾向にあるものの、自殺死亡率は全国でも高い状況にあります。また、当市でも自殺者数は減少傾向にあるものの、働き盛りの男性や、高齢女性にみられることから「いのちを支える胎内市自殺対策計画*」に基づき、自殺予防対策の推進が必要です。

【具体的施策】

内容				担当課
特定健康診査の受診勧奨等を効果的に実施し、受診率向上に努めます。				健康づくり課
心の健康の大切さ、自殺予防に関する知識の普及啓発に努めます。				健康づくり課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
③⑩	特定健康診査受診率※ ¹	健康づくり課資料	48.0%	55.0%
③⑪	自殺死亡率※ ²	健康づくり課資料	21.9%	減少

※¹ 特定健康診査は、40～74 歳の胎内市国民健康保険加入者を対象に受診率を算出する。

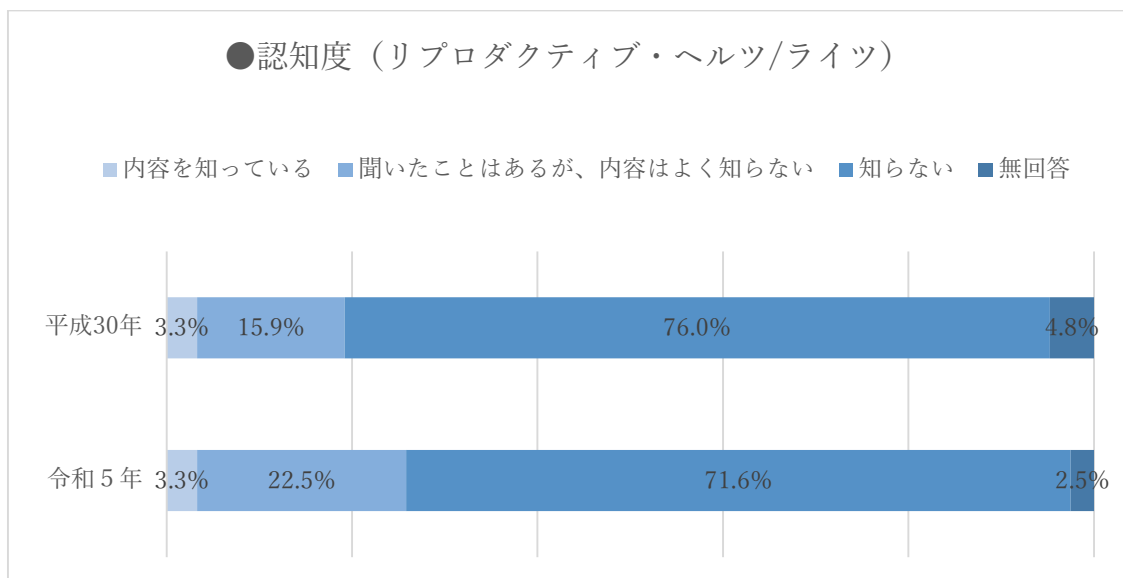
※² 自殺死亡率は、人口 10 万人あたりの自殺死亡者数で表す。

【施策の方向】

(2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及促進

【現状と課題】

- ・ 市民アンケート調査では、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*）の認知度が3割を下回る低い結果となりました。今後も、女性の人権尊重と母体保護の視点から、女性が自らの心と身体健康管理ができるように、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*）の重要性を認識するための広報活動や情報提供など普及・啓発を継続することが必要です。
- ・ 女性は、妊娠・出産を経験する可能性があることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められることがあります。そのため、生涯を通じて健康課題について正しい知識と関心を持つための啓発活動を行い、健康づくりを促進していくことが必要です。



資料：令和5年度 市民アンケート調査

第2章 基本計画の内容

【具体的施策】

内容				担当課
性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*）の普及・啓発に努めます。				総務課
女性の心身の状況は、ライフステージごとに大きく変化し、男性とは異なる健康上の問題について、男女が共に高い関心を持ち、正しい認識を深めるため、知識の普及・啓発に努めます。				健康づくり課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
③②	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*について内容まで知っている」と回答した人の割合	市民アンケート調査	3.3%	増加

【施策の方向】

(3) 性に対する正しい知識の啓発活動の推進

【現状と課題】

- 令和3年度の内閣府男女共同参画局アンケート結果※¹（若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング）では、若年層（16～24歳）のうち4人に1人が言葉・視覚・身体的接触等の性暴力被害に遭っています。こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、男女の身体の違いや命の大切さを学ぶことに加え、性についての正しい知識を持ち、適切な意思決定ができるように児童生徒の発達段階に応じた性教育が必要です。
- 令和5年度の警察庁統計では、SNSに起因する事犯の被害児童数は1,665人にのぼり、依然として高い水準で推移しています。この背景には、児童・生徒がネット上の危険性を十分に理解していないことが挙げられ、安易な情報共有や不特定多数との接触のリスクを認識させることが必要です。また、性に関する知識の不足や誤った情報の拡散も課題です。これらに対応するため、学校において情報モラル教育を強化し、SNSの安全な使い方やプライバシー保護の重要性を指導するとともに、性に関する正しい知識を学ぶ機会を増やすことが必要です。

第2章 基本計画の内容

【具体的施策】

内容				担当課
小・中学校において、生徒の発達段階に応じた性教育（身体の発育・性感染症の予防・避妊方法・性に関する権利と責任・性暴力）を実施します。				学校教育課
小・中学校において、性に関する正しい知識を学ばせるとともに、SNS やインターネット上での危険性を認識し、個人情報の保護やプライバシーを守る重要性を理解させ、ネット上での適切な行動ができるよう、情報モラル教育*を実施します。				学校教育課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
③③	性教育（身体の発育・性感染症の予防・避妊方法・性に関する権利と責任・性暴力）の実施校	学校教育課資料	9/9校	9/9 校
③④	情報モラル教育*の実施校	学校教育課資料	9/9 校	9/9 校

※1「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」では、アンケートの回収率（1次配信調査）が全体の2.82%であることから、任意の回答者（積極的に回答した方）の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要である。

重点目標 2

あらゆる暴力の根絶

【施策の方向】

- (1) ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と防止に向けた啓発活動の推進（暴力防止及び被害者保護）

【現状と課題】

- ・ 市民アンケート調査では、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害を受けた際、誰にも相談しようと思わなかったと回答した人が6割を超えており、前回調査よりは減少しているものの、依然として相談に至るまでの壁は高い状況にあることが分かりました。DV（ドメスティック・バイオレンス）の配偶者等に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、身体的な危険だけでなく、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響が大きく、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難につながることもある深刻な問題です。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）が起きている家庭では、こどもへの暴力も同時に起きていることが少なくありません。こどもがDV加害者から直接暴力を受ける場合のほか、こどもの面前でDV（ドメスティック・バイオレンス）が行われることは、こどもに対する心理的虐待にあたります。これらの状況からもDV（ドメスティック・バイオレンス）について、問題が起こる前の防止策として正しい認識の啓発を引き続き継続していくことが必要です。
- ・ 警視庁の発表によると、令和6年中で全国のストーカー被害相談・通報受理件数は20,189件で、8年連続で2万件を超えました。被害者の9割近くは女性で、加害者との関係は、交際相手（元を含む）が4割の状況です。交際相手より殴る・蹴る等の身体的暴力やキスや性行為を強要する等の性的暴力は、デートDV*と呼ばれ、小・中学生でも問題になりやすく、被害者の将来に及ぼす影響が大きいものになる可能性があります。デートDV*についても、教育機関と連携をして正しい認識の啓発と防止が必要です。

第2章 基本計画の内容

【具体的施策】

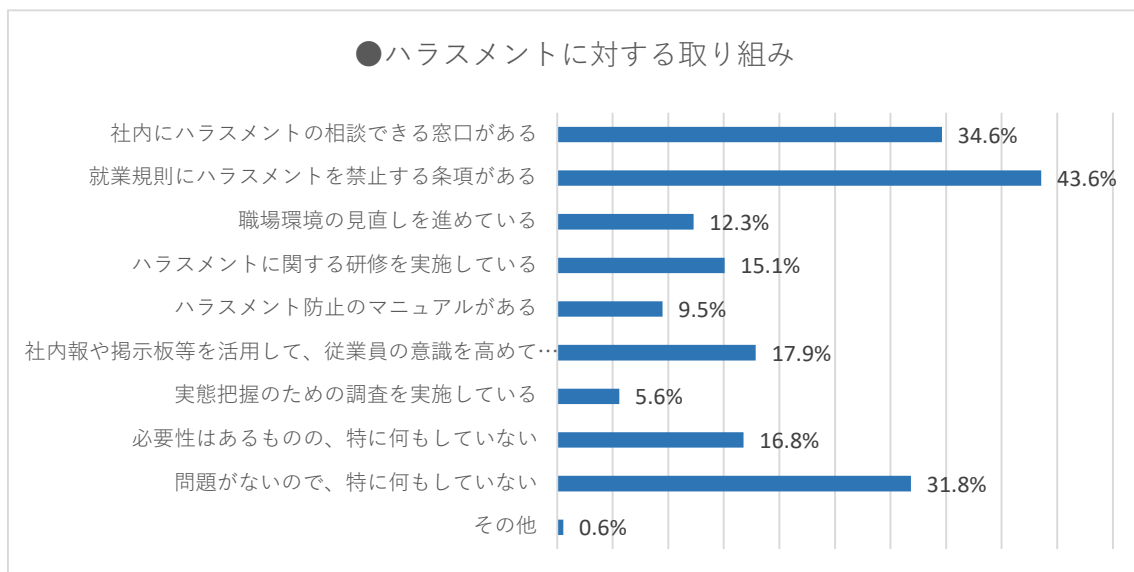
内容				担当課
DV（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとした配偶者、子どもに対する暴力防止について市報・ホームページ・パネル展・講演会・セミナー等において啓発活動を行います。				総務課 健康づくり課
小・中学校において、生徒のデートDV*に対する問題意識を高めるとともに防止に努めます。				総務課 学校教育課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
③⑤	DV 防止法について内容まで知っていると回答した人の割合	市民 アンケート調査	38.4%	増加
③⑥	「友人との付き合いを嫌がったり、禁止したりする」等のデートDV 行為になりうる7項目の問いで「暴力だと思わない」と回答した生徒の割合が減少した問いの数	中学生 アンケート調査	7/7 項目	7/7 項目

【施策の方向】

(2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発活動の推進（女性活躍推進）（暴力防止および被害者保護）

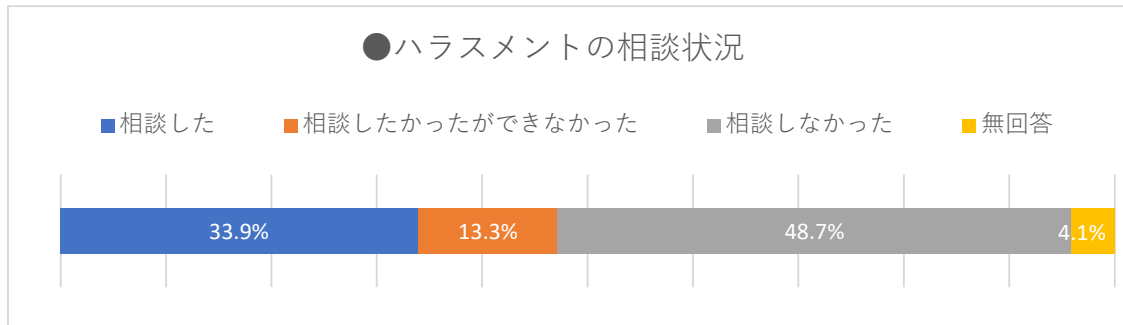
【現状と課題】

- ・ 事業所アンケート調査では、ハラスメントに対する取り組みについて、4割の事業所が、対策を講じていないという結果になりました。雇用の場におけるハラスメントは、男女雇用均等法に基づき、事業主が講ずるべき措置とされており、今後も継続した制度の周知が必要です。
- ・ ハラスメントは、職場以外にも地域、学校などの私生活におけるあらゆる分野で起こり得ます。市民アンケート調査では、ハラスメントの被害を受けた人のなかで、約6割の人が相談をしなかったと回答しました。ハラスメント被害を受けても人間関係を継続していくため「NO」と言えない場合があることも事実ですが、優位な力関係を背景に他者に対する発言や行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益や脅威を与える等の決して許してはいけな行為として、引き続き啓発をしていくと共に、被害を受けた人が相談できる施設を案内・周知をしていく必要があります。



資料：令和5年度 事業所アンケート調査

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

内容				担当課
市民や事業所等に対して、職場におけるハラスメントや私生活におけるあらゆる分野のハラスメント防止のために啓発を行います。				総務課 商工観光課
市民や事業所等に対して、職場におけるハラスメントや私生活におけるあらゆる分野のハラスメントの相談機関周知に努めます。				総務課 商工観光課
番 号	指 標	算出方法	R5 年度	R11 年度目標
③⑦	ハラスメント被害を受けた時に「誰かに相談した」と回答した人の割合	市民 アンケート調査	33.9%	増加

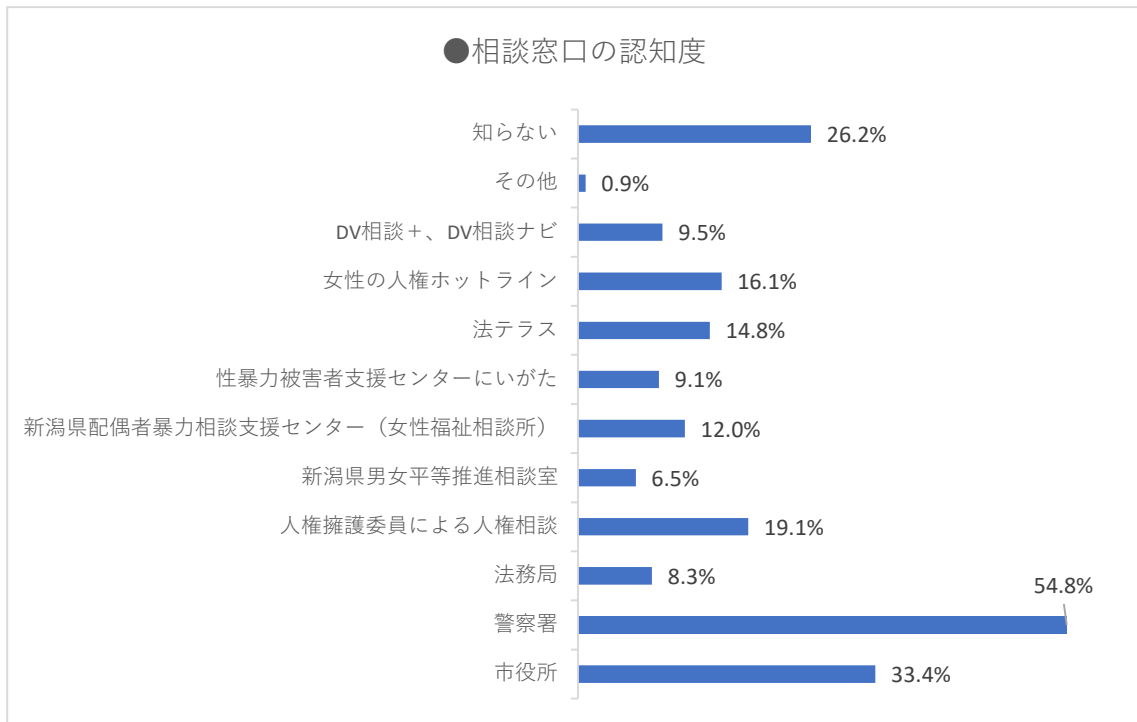
【施策の方向】

(3) 相談窓口の充実及び他の機関との連携強化（暴力防止及び被害者保護）

【現状と課題】

- ・ 市民アンケート調査では、DV（ドメスティック・バイオレンス）についての相談窓口を知らない人は約3割程度となりました。女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力など女性への暴力を防止・根絶するため、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、被害者救済のために、各関連機関と緊密に連携し、支援体制の充実が必要です。
- ・ 近年、全国的に児童虐待に関する相談件数が増加しており、新潟県では令和元年度以降、年間 3,000 件を超えています。本市においても、わずかながら増加傾向が見られます。特に、面前 DV（家庭内での暴力をこどもが目撃すること）を含む心理的虐待の相談が増加しています。
市では、児童相談所や学校、保育園・幼稚園などの関係機関と連携しながら、児童虐待の相談に対応しています。
また、児童虐待を防ぐためには、保護者が適切にこどもを育てられるよう支援することが重要です。そのため、今後は相談窓口の周知を進めるとともに、関係機関との連携をさらに強化し、支援体制の充実を図っていく必要があります。

第2章 基本計画の内容



資料：令和5年度 市民アンケート調査

【具体的施策】

内容				担当課
DV 防止法について、市報・ホームページ・パネル展・講演会・セミナー等において啓発活動に努めます。				総務課
児童虐待防止法について、市報・ホームページ・パネル展・講演会・セミナー等において啓発活動に努めます。				健康づくり課
市報・ホームページ・リーフレット配布などを通じてDV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待防止法についての相談窓口の周知を努めるとともに、対応職員の資質向上に努めます。				総務課 健康づくり課
番 号	指 標	算出方法	R5年度	R11 年度目標
③⑧	「DV（ドメスティック・バイオレンス）について無料で相談できる窓口があることを「知らない」と回答した人の割合	市民 アンケート調査	26.2%	減少

重点目標 3

貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境 の整備

【施策の方向】

- (1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立支援（女性活躍推進）（暴力防止及び被害者保護）

【現状と課題】

- 当市の生活困窮に関する相談件数は、年々増加傾向にあり、平成30年度の1,912件に対し、令和5年度では、2,734件と大幅に増加しています。増加の背景として、新型コロナウイルス等による生活危機があります。貧困等の金銭的な問題だけでなく、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）などの相談や被害増加が社会問題となりました。近年、就業構造の変化や高齢者を含む単身世帯、ひとり親世帯の増加などを背景に、貧困を含む生活上の困難は幅広い層へ広がり、内容は複合化しています。また、家族や地域関係の希薄化などにより、問題を当事者だけで抱え込んでしまう人もいます。課題を抱えている市民一人一人の状況に応じた包括的かつ継続的な支援が必要であり、より一層、担当部署と関係機関との連携を強固にして、相談者の課題解決や自立に向けた対応が重要です。今後も、様々な相談や支援策を展開していくとともに、市民に対して必要な制度の情報を発信し、啓発することが必要です。

第2章 基本計画の内容

【具体的施策】

内容				担当課
複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を促進するため、各人の状況に応じた包括的な相談や就労支援等などを行います。				福祉介護課
介護保険制度や障害者総合支援制度の活用方法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の啓発を行います。				福祉介護課
番 号	指 標	算出方法	R6年度	R11 年度目標
③⑨	生活困窮者に対する自立相談支援の延べ相談件数	福祉介護課 資料	2,734 件	2,750 件

【施策の方向】

(2) ひとり親家庭への支援（女性活躍推進）

【現状と課題】

- 令和元年「国民生活基礎調査*」の結果では、ひとり親家庭と、大人が二人以上いる家庭との貧困率を比べると、ひとり親家庭の貧困率は 48.1%に対し、大人が二人以上いる家庭の貧困率は 10.7%となっています。また、稼働収入*についても「児童のいる世帯」全体では平均 686.8 万円に対し、母子家庭の平均は 231.1 万円と母子家庭が非常に低くなっています。この状況からも、ひとり親家庭は、子育てや生活、就業など様々な面で困難を抱えやすく、経済的にも不安定になるリスクが高い傾向にあることが伺えます。ひとり親家庭が貧困に陥らないための防止策や脱するための支援と制度の周知が必要です。

【具体的施策】

内容	担当課
生活上の不安を解消するため、制度や子育てなどの家庭生活への支援サービスの情報提供を行います。	こども支援課
生活安定を図るため、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成などの助成に関する情報提供を行います。	こども支援課
経済的・社会的自立を促進するため、職業能力開発・技能習得に関して情報提供し、就業促進を図ります。	こども支援課
支援を必要とするひとり親家庭が相談窓口につながるように情報提供を行います。	こども支援課

【参考】胎内市の児童扶養手当に関する数値（令和6年3月末時点）

- ・ひとり親世帯：235 世帯
- ・ひとり親世帯のうち児童扶養手当の支給対象世帯：195 世帯

重点目標 4

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基

づく支援

これまで女性への支援については、旧売春防止法に基づく婦人保護事業にはじまり、ストーカー行為等の規制等、様々な支援対策が講じられてきました。一方で、女性が抱える困難な問題は、近年、複雑化、多様化しており、女性の「保護更生」を目的とする旧売春防止法を規定根拠として拡充してきた従来の支援の枠組みでは限界がありました。

こうした状況をふまえ、女性がそれぞれに抱える困難な問題とその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期からとぎれなく包括的に受けられる体制を整え、だれもが安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、2022（令和4）年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「困難女性支援法」という。）が成立しました。

困難女性支援法に基づく支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）」と規定しています。本計画では、困難女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた方を含め、支援の対象としています。

【施策の方向】

(1) 困難を抱える若者・女性への支援の充実（困難女性支援）

【現状と課題】

- ・ 県が実施した「困難な問題を抱える女性に関する意識調査*」では、日常生活で困難さに「心身の健康に不安がある」が一番高い回答となりました。
また、同調査で、若年女性は行政機関等に支援を求めることを敬遠する傾向があることが分かっています。若年女性は、予期せぬ妊娠により困難に直面しているケースもあります。支援が必要でも行政機関につながりにくい人（特に若年女性等）に対しては積極的なアウトリーチ等の支援体制の構築が必要です。また、困難な問題を抱える女性のうち、既存の制度の対象者のいずれにも該当しない場合の相談支援が必要です。
- ・ DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待等の分野では、行政間の引き継ぎがうまくいかないことによるケースやDV被害者以外の親族間における暴力被害者相談支援等の必要性などの法律の狭間に陥るケースがあり、制度や組織による縦割り意識や組織の垣根を越えて、関係機関の支援者同士が連携することが必要です。

【具体的施策】

内容	担当課
ニート*などの若者の就労支援活動を促進するため、日常生活の不安や悩みなど相談窓口の充実を図ります。	福祉介護課 健康づくり課
本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護などを日常的に行っているヤングケアラー*に対する支援や相談窓口の充実を図ります。	健康づくり課
コロナ渦によって表面化した家庭での精神的・経済的負担増などの女性が抱える様々な困難の解決や解消に向けた支援や相談窓口の充実を図ります。	総務課 福祉介護課 健康づくり課

【参考】胎内市の困難を抱える若者・女性に関する数値

- ・ ひきこもり状態にある人数^{※1}：271人（令和7年1月 速報値）
^{※1} 65歳未満で仕事や学校に行かず、家族以外の人とほとんど交流をしない方
- ・ 小中学生ヤングケアラー*数：3人（令和6年8月 調査時点）

基 本 目 標 V

推進体制の整備及び管理

- ・ 毎年度、男女共同参画の推進を図るために、施策の取組状況を確認して検証します。
- ・ 国際的な動向や社会情勢の変化に対して、男女共同参画の視点で、柔軟に対応した施策の推進を図ります。
- ・ 男女共同参画の推進には、市民や事業者の担う役割も大きいため、情報提供や事業者と連携、関係団体との協働による啓発を行うなど、市・市民・事業者が一体となって事業展開をする必要があります。
- ・ 市の男性職員が率先して育児に参画するなど、積極的に男女共同参画に取り組むことで、企業や市民へ浸透していくことが考えられるため、引き続き、男女ともに休暇等を取得しやすい環境整備及び制度の周知に努めるなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

【施策の方向】

- （１）計画の進捗状況の管理及び市職員への男女共同参画意識の醸成
- （２）市民・事業者・各種団体との連携・協力
- （３）国・県・他市町村との連携
- （４）国際的理解・協調の推進

【具体的施策】

内容	担当課
毎年度、進捗状況について「胎内市男女共同参画推進委員会」で効果を検証します。	総務課
職員で構成される「胎内市男女共同参画検討チーム」を設置し、男女共同参画に関する事業について検討を行います。	
ハッピー・パートナー企業*として、市が職場や家庭における男女平等・男女共同参画を積極的に推進します。	
胎内市特定事業主行動計画*に基づき、市職員の出産・育児に関する休業等の取得促進を図り、男女ともに子育てに参画しやすい職場環境の整備に努めます。	
市民に対して積極的な情報提供を行い、プランの周知を図るとともに、市民や各種団体との連携を深め、プランの推進を図ります。	
国・県及び他市町村との連携を強化し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するための情報交換を行います。	
国際的な動向を男女共同参画の推進に活かしていくとともに、市民・事業者・各団体に対して男女共同参画の取組への理解を促進します。	

参 考 資 料

(用 語 解 説)

用語解説

あ 行	
アンコンシャス・バイアス	日本語で「無意識の思い込み」などと表現され、誰にでもありうるものです。これまでの経験や見聞きしてきたことなどから生み出されます。気付かないまましていると自分や周りの人の可能性を狭めてしまったり、誰かを傷つけてしまったりする場合があります。
いじめ防止プログラム	いじめの未然防止、早期発見、即時対応を目的とした計画や取組のことです。児童生徒への指導、相談体制の整備、教職員研修などを通じて、いじめの発生を防ぎ、問題が発生した際に適切に対応します。いじめ防止対策推進法に基づき、各学校で実施されています。
M 字カーブ	日本の女性就業率を年齢階級別のグラフ化したときに、結婚や出産で仕事から一度離れて、子育てが一段落すると再び仕事に復帰するという特徴がアルファベットの M の字に似た曲線になることから名付けられました。グラフの 30 歳代が底であり、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になります。
か 行	
家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するたに、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文章にして取り決めたものです。
キャリア教育	生徒が将来の目標を設定し、必要なスキルや知識を身につけるための教育です。小中学校においては、児童生徒が職業体験や進路学習を通して、自分の興味や得意分野を見つけるとともに、職業観や社会的責任を学び、将来の選択肢を広げる力を育てます。
国民生活基礎調査	厚生労働省が、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的として実施した調査です。

雇用均等基本調査	厚生労働省において、男女の雇用均等問題に関する雇用管理の実態を把握し、雇用均等行政の成果測定や方向性の検討を行う上での基礎資料を得ることを目的としており、統計法に基づく一般統計調査として実施している調査です。
困難を抱える女性に関する意識調査	新潟県が「新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画」を作成するために実施した調査です。
さ 行	
再雇用制度	継続雇用制度の一つで、定年後の従業員に「さらに働きたい」という意思があれば、退職後に新たに雇用契約を締結できるものです。
ジェンダー	生物学的性別（sex）に対する「社会的・文化的に形成された性別」のことです。
情報モラル教育	インターネットや SNS などの情報通信技術を安全かつ適切に活用するための倫理やルールを学ぶ教育です。児童生徒に対して、個人情報の保護やネット上でのマナー、トラブル回避方法などを指導し、情報社会での責任ある行動を促進します。
性的マイノリティ（LGBTQ）	性的少数派と訳します。「L：レズビアン（女性同性愛者）」「G：ゲイ（男性同性愛者）」「B：バイセクシュアル（両性愛者）」「T：トランスジェンダー（出生時に診断された性と、自認する性の不一致）」「Q：クエスチョニング（自分の性自認や性的指向が定まらないこと）」の頭文字をとった総称です。
た 行	
デート DV	恋人（交際相手）から振るわれる暴力のことをいいます。暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、暴言などの精神的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力、金銭的負担を押し付けるなどの経済的暴力も含まれます。
な 行	
内閣府男女共同参画局アンケート（若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリン	内閣府男女共同参画局が若年層の性暴力被害の実態を把握し、施策検討に結び付けることを目的として実施した調査です。

グ)	
農村地域生活アドバイザー	農村地域において、自ら農業経営に取り組むとともに、農村女性の経営参画、社会参画、担い手の育成等の促進に意欲を持って貢献できる農業者として、新潟県が認定する者をいいます。
は 行	
ハッピー・パートナー企業 (新潟県男女共同参画推進企業)	男性・女性がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるような職場環境を整えるなど、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業を「ハッピー・パートナー企業」として登録し、その取組を県が支援しています。
パートナーシップ制度	性のあり方により現在の婚姻の制度を利用することができない、性的マイノリティの方々の日常生活の困難さ等の軽減を図り、自治体が受理証明書や受領証などの公的な書類を交付する制度です。それぞれの人権が尊重され多様性を認め合う社会を目指して、胎内市では、令和6年9月2日より「胎内市パートナーシップ制度」を導入しました。
ま 行	
マザーズハローワーク	子育てをしながら求人・仕事を探している女性向けのハローワークです。出産後や育児中の再就職と情報収集のサポートなどを専門的に実施しています。
マタニティ教室	妊娠中の不安を解消するため、妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠中の日常生活の過ごし方や注意点、食生活について学ぶほか、妊婦模擬体験や沐浴体験ができます。
メディア・リテラシー	次の3つを構成要素とする、複合的な能力のことです。 ・メディアを主体的に読み解く能力。 ・メディアにアクセスし、活用する能力。 ・メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力。
や 行	

ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。
ら 行	
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	1994年にエジプト・カイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、こどもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。
ルッキズム	人を容姿の美醜によって評価し、身体的魅力に富む人（美男美女）とそうでない人を差別して扱う、という考え方（ステレオタイプ）を意味する表現です。「外見至上主義」とも訳されます。

参 考 資 料

（計画策定の経過）

計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年 10月16日（月）	○令和5年度 第1回胎内市男女共同参画推進委員会 （1）令和5年度胎内市男女共同参画推進委員会検討シートについて （2）第3次胎内市男女共同参画推進プラン21実施計画の取組状況について
令和5年 11月28日（火）	○令和5年度 第2回胎内市男女共同参画推進委員会 （1）市民アンケート（案）について （2）中学生アンケート（案）について （3）事業所アンケート（案）について
令和5年 12月7日（木）～ 1月31日（水）	○各種アンケート調査の実施 （1）市民アンケート調査 配布数：2,000人、回収数：998人（49.9%） （2）中学生アンケート調査 配布数：210人、回収数：162人（77.1%） （3）事業所アンケート調査 配布数：500社、回収数：178社（35.6%）
令和6年 3月25日（月）	○令和5年度 第3回胎内市男女共同参画推進委員会 （1）市民アンケート調査結果について （2）中学生アンケート調査結果について （3）事業所アンケート調査結果について ○委員研修会 テーマ：「男女共同参画について」 講 師：畠山 典子 委員 （公益財団法人 新潟県女性財団 理事長）
令和6年 9月6日（金）	○令和6年度 第1回胎内市男女共同参画推進委員会 （1）第3次男女共同参画推進プラン21における実施計画について（取組内容） （2）第3次男女共同参画推進プラン21における実施計画について（実施計画）

年 月 日	内 容
令和6年 10月25日（金）	○令和6年度 第2回胎内市男女共同参画推進委員会 （1）第4次胎内市男女共同参画推進プラン21の策定について （2）第4次胎内市男女共同参画推進プラン 21 計画の体系（案）について ・重点目標について ・施策の方向について ・いただいたご意見について
令和6年 11月14日（木）	○女性活躍推進セミナー （胎内市男女共同参画庁内推進委員会 委員研修） テーマ：「女性活躍の必要性・現状と課題」 講 師：畠山 典子 委員 （公益財団法人 新潟県女性財団 理事長） ○令和6年度 第3回胎内市男女共同参画推進委員会 （1）第2回胎内市男女共同参画推進委員会の提案に対する回答 （2）施策の方向について
令和6年 12月19日（木）	○令和6年度 胎内市男女共同参画庁内検討会議 （1）第4次胎内市男女共同参画プラン21の概要について （2）各課への依頼事項について
令和7年 2月7日（金）	○令和6年度 第4回胎内市男女共同参画推進委員会 （1）第1章 計画の体系について（パブリックコメント前の最終確認） （2）第2章 基本計画の内容について ・第1章 基本計画の概要について（事前配布資料に対する意見への回答） ・第2章 基本計画の内容について（事前配布資料に対する意見への回答） （3）今後の流れについて
令和7年 3月1日（土）～ 3月30日（日）	○パブリックコメントの実施 いただいたご意見の件数：21件（1名）

胎内市男女共同参画推進委員（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

番号	氏 名	備 考
1	◎宮腰 容子	学校法人大彦学園
2	○浮須 洋子	新発田人権擁護委員協議会
3	大島 煦美子	公益財団法人新潟県女性財団
4	中島 伸子	新潟大学
5	南波 和也	水沢化学工業株式会社中条工場（七社会）
6	中川 千恵	株式会社小野組
7	渡邊 素子	中条町商工会女性部※
8	清水 恵津子	胎内市社会福祉協議会
9	河内 千代子	市民公募
10	布川 拓男	市民公募

アドバイザー	中島 伸子
--------	-------

※胎内市商工会（R6.4～）

※順不同

※敬称略

※◎：委員長 ○：副会長

胎内市男女共同参画推進委員（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

番号	氏 名	備 考
1	◎宮腰 容子	学校法人大彦学園
2	○佐藤 恵子	新発田人権擁護委員協議会
3	畠山 典子	公益財団法人新潟県女性財団
4	青山 浩子	新潟食料農業大学
5	鈴木 圭子	ENEOS Xplora 株式会社※（七社会）
6	渡邊 素子	胎内市商工会女性部
7	富樫 一好	胎内市 PTA 連絡協議会
8	清水 恵津子	胎内市社会福祉協議会
9	村山 千昌	市民公募

アドバイザー	青山 浩子
--------	-------

（令和7年3月31日 現在）

※（旧）JX 石油開発株式会社

※順不同

※敬称略

※◎：委員長 ○：副会長

○胎内市男女共同参画推進委員会条例

平成25年10月23日

条例第40号

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成の推進に当たり必要な事項について広く意見を求めるため、胎内市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、胎内市男女共同参画計画の見直し及び推進に関する事項について審議を行う。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 各種団体の代表者

(3) 公募による市民

(4) その他市長が適当と認める者

3 専門的な事項を検討するため、必要に応じて委員会にアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、市長は、速やかに補充

するものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○胎内市男女共同参画庁内推進委員会設置要綱

平成28年8月24日

訓令第37号

(設置)

第1条 胎内市における男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、胎内市男女共同参画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の調査・研究及び立案に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、副市長、教育長並びに各部局の課長及び局長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は教育長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理

する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討チーム)

第6条 委員長は、第2条の所掌事務の具体的事項について協議及び検討を行うため、必要に応じて検討チームを置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第9号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第8号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

参 考 資 料

(法 律 関 係)

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

最終改正：平成十一年二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的

な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、

政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布 平成二十七年法律第六十四号

施行 平成二十七年八月二十八日

最終改正 令和四年六月十七日法律第六十八号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、

女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するため支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたと

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大

臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項

中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

い。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の

事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五

十一 第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八條第一項、第六十条の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三條中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)、規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八條第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第

三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二條及び第三十二條の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八條の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八條第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八條」を「第四十七條の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八條の前に一条を加える改正規定を除く。))並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五條の二第一項の改正規定及び同法第十八條に一項を加える改正規定を除く。))並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四條中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八條の改正規定並びに同法第三十三條の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五條

第一項」とを削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布 平成十三年法律第三十一号

施行 平成十三年十月十三日

最終改正 令和四年六月十七日法律第六十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三條—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九條・第三十條）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、

又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪のに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有す

る情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二百九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対

する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じ

た日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当

該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての
時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員
に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助
若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実がある
ときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職
員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場
所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内
容

二 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号
イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申
立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項に
ついての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明
治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の
認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件につ
いては、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会
うことができる審尋の期日を経なければ、これを発する
ことができない。ただし、その期日を経ることにより保
護命令の申立ての目的を達することができない事情が
あるときは、この限りでない。

二 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲
げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者
暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、
申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状
況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書
面の提出を求めるものとする。この場合において、当該
配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、
これに速やかに応ずるものとする。

三 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配
偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は
申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を
求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出
を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由
を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで
決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

二 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手
方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言
渡しによって、その効力を生ずる。

三 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やか
にその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄
する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものと
する。

四 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴
力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若
しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事
実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる
事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、
保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名
称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申
立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター
が二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対
し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も
遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するも

のとする。

五 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対して
は、即時抗告をすることができる。

二 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさ
ない。

三 即時抗告があった場合において、保護命令の取消し
の原因となることが明らかな事情があることにつき疎
明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、
即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保
護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記
録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命
ずることができる。

四 前項の規定により第十条第一項第一号の規定によ
る命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二
項から第四項までの規定による命令が発せられている
ときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じな
ければならない。

五 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立
てることができない。

六 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命
令を取り消す場合において、同条第二項から第四項ま
での規定による命令が発せられているときは、抗告裁
判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

七 前条第四項の規定による通知がされている保護命
令について、第三項若しくは第四項の規定によりその
効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り
消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及び
その内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センタ
ーの長に通知するものとする。

八 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並び
に抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準
用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の
申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護
命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一
号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっ
ては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算
して三月を経過した後において、同条第一項第二号の
規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日
から起算して二週間を経過した後において、これらの
命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命
令の申立てをした者に異議がないことを確認したとき
も、同様とする。

二 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定に
よる命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令
を取り消す場合について準用する。

三 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の
場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立
て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発
せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由とな
った身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一
の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申
立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本
拠としている住居から転居しようとする被害者がその
責めに帰することのできない事由により当該発せられ
た命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する
日まで当該住居からの転居を完了することができない
ことその他の同号の規定による命令を再度発する必

要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合であっても、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項	配偶者	第二十八条の二

から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項		に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶

者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第四百八十三條の改正規定、同法第四百八十九條の改正規定及び同法第四百九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定(民法第九十八條第二項及び第五百十一條第四項の改正規定を除く。)、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二條の改正規定、第九十一條の規定、第四百八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第四百九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)

第四章 雑則(第十六条—第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。(関連施策の活用) 第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、

この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、

これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を

抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費

用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑

法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一日法律第六十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六十八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日



自然が活きる、人が輝く、交流のまち“胎内”

第4次胎内市男女共同参画プラン21

令和7年4月

発行：胎内市 総務課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL 0254-43-6111 FAX 0254-43-5502

ホームページ <http://www.city.tainai.niigata.jp/>

E-mail jinken@city.tainai.lg.jp